

を受けないように今後も努力をしていきたいと考
えておるわけでありますので、その上に立つて、
米田委員初め皆様方に御指導していただくよう切
に私からもお願いを申しておく次第でございま
す。

○米田委員 私が申し上げているのは、今度の処分が、一言で言つて郵政省のために非建設的である、処分がまた処分撤回闘争を呼び、そうしてまた処分を起こし、また処分撤回闘争、そういう悪循環を必ず繰り返すことになるし、ようやく年末の混乱期を越えていま収拾の方向に動いている現状だと思うのでありますけれども、この処分はそれ自体非常に不当であり、また過酷な処分であることは当然でありますけれども、この処分が郵政事業あるいは労使間に非常にこれは非建設的な作用をするだけである。大臣がおっしゃったようないに、処分によつて何か事業の面や労使間の面にプラスになるようなものか出てくるとするならばまだにいたしましても、これはそういうものが期待される処分では全くなき。ただ郵政省のメンツあつるいは処分のための処分ということにしかならないのではないか、私はそう思うわけではありません。したがつて、この処分は今後も郵政省の事業運営の面に重大な影響を及ぼすであろう、その場合の責任も今度は郵政省からとつてもらわなければなりませんのではないか、私はそのように思うわけでありまして、そういう意味で大臣の見解をお聞きしました。きしたわけであります。

○米田委員 この処分が一音に取り上げられましても國民の関心を買つてゐるわけでありますが、この処分に対して世論はどう見ているのかということを私はひとつ指摘をしておきたいと思うのであります。要するに、総じて言いますならば、この処分は片手落ちである。労働者やあるいは労働組合の責任は追及されて厳しい処分がなされたけれども、反面経営の側の責任は一体どうとろうとするのか。その責任追及は、大臣一体なさるのかなさらないのか。これがいいじゃないか。片手落ちの処分であつたのではないかという指摘が共通して世論であるのではないかという指摘が共通して世論であります。

三
三

私はいまここに当時の全通処分を扱つた幾つかの新聞の、しかもこれは中央紙と言われる大手の新聞の論説でありますけれども、社説をここに持つてゐるわけであります。これは一々紹介するまでもないと思ひますけれども、四月二十九日付の読売新聞、この社説にはこのように書いております。「郵政省の措置でふに落ちないのは、当局側の責任が、まったく無視されていることだ。処分に際しての大臣談話もその点に、まったく触れていない。労使紛争の責任は双方にある、といふのは常識だし、元日に配達されない年賀状といふ「不完全商品」を発売した責任は、どうみても、第一義的には、経営者としての当局側にある。国民への責任が不明確なことは組合側も同じだが、ただ、責任を組合側にのみ押しつけるのは、それこそ片手落ちというものだらう。」これは読売の二十九日付の社説の一部分であります。それから、同じく二十九日の朝日新聞の社説であります。これにはこのように書いております。「郵政省もまた責任がないといえぬ。郵政省は昨年二十七億五千万通の年賀ハガキを売つたが、郵政省の指定期間に出したものは元日に配達することが国民に対しする約束だった。それが守られなかつたのは、全通の組合員以外の職員とアルバイトで事態を乗り切れる、見通しを誤つたためではないか。」このように指摘をいたしておりまして、そうして最後に「郵政省も力ずくで全通をつぶせるとは思つていいだらう。サボ闘争がひん発する状態が望ましくないのはいうまでもない。労使関係安定の基本は「責任の分担」「話し合い」である。郵政省は長期的な労務のベテランづくりと職場交渉のルールづくりを急げといいたい。当局・管理職、全通、郵政のドロ沼的対立を、もうこの辺で終わらせねばならぬ。」このように指摘をしております。同じく五月二日のこれはサンケイの社説であります。「主張」欄に、このように書いてあります。「ところで、年末年始の郵便の混亂が全通の結果によるものであることはいうまでもないが、

だからといって郵政当局は国民に対し何らの責任をもたらすに至まざられるものだらうか。」このように疑問を投げかけて、こう言っておりました。「多くの地域で松の内がすぎてもさみだれ配達となり、事故もあつたことはたしかだ。年賀ハガキを松の内に配達するのは約束ごとのようなものだし、郵政省も「自力配達」を明言していたと思う。全通に対してもその責任を問うたのだから、他方で、公共事業を負託されたものとしての責任も明確にするのが筋だらう。責任の不明確なところに正常な経営はない。」このようにきめつけでおるわけであります。四月三十日付の毎日新聞では、「不毛な労使紛争を断ち切れ」という社説でこう言つておるわけあります。「いま一つの点は、この処分で全通に対する責任追及は行われたものの、当局側の責任のとり方が明らかにされていないことだ。労使紛争が起きた場合、使用者側に全く責任がないということはあり得ない。紛争の背景に、当局側の労務政策上の行き過ぎ、誤りがないことだ。心配するのは、これで郵政の労使関係が立ち直る、郵便事業の正常な運営ができるというふうにはならないだらうという心配から、このような指摘がなされると私は思うのではありません。一本郵政省はこの指摘にどうぞたえられようとするのか、ひとつ答弁をいただきたいと思います。

いろいろそこに挙げられました各報道関係、新聞関係の論説の方々の御意見もさることながら、私ども公営企業を預かるものの立場からしますといふと、なかなかこれは全面的にその所論に賛成をするというわけにはまいりません。私どもとしては、当然国民に対して、いろいろな料金の問題その他も含めて、どうしたことが一番国民党に対するサービスということについて責任が果たせるかということを考え、また御指摘がありまして御批判、国民党の御批判なども考慮し、いろいろ皆様方の御意見も十分考慮しながら、涙をのんでもらうように片手落ちのないよう、またこうしたことから御省の責任につきましては、先ほどから申し上げますように将来の郵政事業の円滑な運営というか発展のために阻害を来さないようにということを一生懸命念願をして今度の処分を行つたものでございますが、長目で見ていただいて、こうしたことから一つの契機となりまして、お互いで反省すべきものは反省してりっぱな効果が上げられるように、私どもはひとえに急願をいたしておりますといふことでございます。どうぞその点十分御理解を持っていたい、今後米田委員初め皆様方が御指導をしていただくよう、私からもお願いを申し上げてございます。決してけんか両成敗というような、そういう安易な気持ちで私どもは今までの処分を行つたものでないことだけは、御理解をしていただきたいと思うわけであります。

れを認めているようであります。ただ、その前提で、いま一方の方の経営責任はどうかということになりますと、これが今回どういう形にせよ全然あらわれていないわけであります。したがつて、そこに国民の皆さんには片手落ちじゃないか、おかしいじゃないか、むしろ責任を問われるとなれば経営者の方が先じゃないかという世論であります。これにやはり大臣から答えていただかなければならぬだろうし、またそれこそが今後の事業の正常化、労使関係の正常安定の不可欠な要件だ、こういうふうに私は思つておるわけであります。

したがつて、時間を必要とすることもわかるわけであります。要は郵政省として、特に大臣としては郵政省に責任があるということについては、すでに私はこのことについて二月二十八日にこの委員会で実は大臣の見解もただしておるわけであります。そのときも大臣は明確に答えられておるわけであります。責任があるとするならば、その責任は一体どういふうにとられようとするのか、これだけはもつと明確にされる必要があるだろう。要するに正すべきは正すということですね。正すべきものがあれば大胆に率直に正してもらう。大臣は今度のこの処分について、あえて涙をのんで処分されたと先ほどおっしゃいました。心境は恐らくそうだろうと私は思います。さらにお私がそこで申し上げたいのは、涙をのんで当局側の責任もこの際明らかにするということが必要じやないか。正すべきものは正すというそのことについて、いつどうされようとするのか、大臣、もう一言そのことについて見解を聞かせていただきたい。

○白瀬国務大臣 いま御指摘の去る二月末の私の答弁の中にもありましたように、経営責任の当事者とすればもちろん私が最高の責任者であるわけでございまして、その点については、申し上げましたように私の責任も痛感をいたしておりますが、御承知のとおりの事業でございまして、だれが悪いこれが悪いといふことよりも、現実に多少の人で行わなければならぬこうした

事業の関係もありまして、いま経営責任は、どうしたならば責任をとるかということになりますと、やはりここで時間をかしていただいて、私も直に、事業の運営が円滑に進むような方針を講ぜられたと判断をされる時期にそうしたことを行いたいというふうに考えておるわけであります。私も当然その中の一人に含まれるだらうといふことも考へておるわけでござりますので、時間を見かしていただきたいということを申し上げておるわけであります。

私どもも、たびたび申し上げましたように、今後は十分に労使の間で話し合いを進めて、理解を持ち合って、せっかくこうした痛い事実を踏まえまして今後問題の解決に向かって努力をしていくて、そうしてりっぱな責任を果たしていきたい。労使とともにそういうふうな考えに立って進んでいただきたいと考えておるわけでございまして、御理解を願いたいと思うところでございます。

○米田委員 今度の処分の特徴に二つあると思うのですが、重い責任追及が東京郵政局管内

に集中している。これが一つの特徴だと思います。もう一つは、郵政省に言わせれば現場の実行行為者というか、個々の職員ないしは労働者に、しかも末端のそらした諸君に処分が集中していく。これが二つ目だろうと私は思います。この二つについて私はどうしても疑問なのです。
処分の中に、よく言われておるわけであります
が、一ヵ月の郵便を一通も配らなかつた、あるいは一月半も郵便を配らないでサボをやつた、とにかく想像を超えるようなひどいことがあるのです
ということをよくおつしやつておられましたし、大臣の談話の中にもそういうことがうかがわれる
ような談話を出ております。そこはなんんであります
すけれども、私も約三十年近く郵政省にお世話になつた一人でござりますけれども、私の乏しい経験からいきましても、せいぜい三日や一週間くら
いは、感情の高ぶりや勢い余つてどんなことがあつてもおれは抵抗してやるというようなことが仮にあつたとしても、一ヵ月や一ヵ月半もサボが続

くようなそういう事情というものは、普通、現場の管理体制があるところにおいてはあり得ない、やろうといつてもやれないと私は思うのです。

〔久保等〕委員長退席 委員長着席

ただ、あなた方の管理体制の方がそれを見逃して、要するに泳がせておるというようなそういうことがあれば、これは別であります。私はそんなことはないだらうと思うのであります。ちゃんと現場には管理体制として主任がおり、主事がおり、課長がおり、局長がおるのであります。これが私はやはり有効に機能しておるのだろうと思ふ。そういう中で特定の限られた労働者が、どんな事情があるか私はわかりませんが、一月も一月半も郵便を配らないでちんとしているなんということはあり得ない。もしもあるとすれば当局が局逃として泳がせておる。好きなようにやらせておけ、いずれそのうちにこいつは処分をして処理をしよう。特定の者に対してそういう一つのマークをして、野放しにやらせておけばこれは別でありますけれども、そういうことは考え方のないものでありますけれども、人事局長、実際にそういうことがありますから、そういう一つは、それ管理体制そのものの責任を問わなければならぬと私は思う。そういうことは考え方のないものでありますけれども、人事局長、実際にそういうことがありますから、そういう一つは、それは東京都内に集中しているということは一体どういうことなんでありましょうか。これは東京郵政局は年末首のそういう扱いについて何らかのそういう方針、指導をなされた結果ではないか、そんなふうにも私は思うのでありますけれども、この二つの点はいかがなものでありますか。これだけはできれば郵務局長からも答弁をしていただきたいと思う。

度、やり方あるいはその期間が区々に分かれておつたところが今回の年末年始の非常に特徴的なところではなかつたか、こう思うわけでござります。そしてまた、それが東京郵政局内におきまして、その十月段階の反合理化闘争でも実はそういうと東京中心に行われたわけでござりますが、十二月に入ります前の十一月段階から東京の一部で業務規制闘争に先行して入る、こういうふうな非常に長期間の、かつ熾烈なものが実態的にあつたわけでござります。

この実態をたとえて申し上げますと、東京都内の各局、決して全員ではございませんけれども、中には誤区分検査と称しまして勝手なことをしたり、離席、雑談を繰り返して一日じゅう正規の仕事をしなかつたり、あるいはまた一分間に二、三通しか区分しないなどの極端な能率ダウンなどをを行いまして、その結果、郵便物を正規の道順組み立てもされないというふうな形の中で配達もやらない、できない、こういうふうな非運行為を非常に長時間にわたって行われた者が多かつたわけでございます。もちろん、処分と申しますのはこの具体的な非違行為の事実に即して行つておるわけでございますが、そういう面がすでに十日段階あるいは十一月段階から先行して入つておつた。したがいまして、この極端な者につきましては、すでに現場におきましては管理者が注意をし、あるいは極端なサボ行為がなかなか直らないということで訓告もする、また問合いを置き反省の機会を与えて、さらに懲戒処分へ移るといううことで、たとえて申しますと現業局長へ懲戒権を委任いたしておりますけれども、郵政局の指導のもとに処分をしていったわけでございますが、十二月の八日とか十日とか、もう上旬段階ですでに処分を受けた。そしてなおその後も同じこととをずっと繰り返している。

が、一方、その中でも闘争の一時中断という条件、あるいはまた現場段階で三六協定を結ぶという条件、私どもに対しましては不当労働行為が公労委で確定した場合はケース・バイ・ケースにより処分を含む厳正の措置をとるということについてお約束したわけでございますので、その早急な三六協定や闘争の一時中断というとを期待いたしまして十二月末で処分の執行を実は保留したわけでございますが、その後も、処分を受けながらもなお一月の二十日過ぎまですつと長期間そのままのような極端な行為を行われた者が一部にあつた。こういうことでございまして、現場段階でも管理者諸君が絶えずまたその職員に対する指導、聞かれないということでやむを得ず懲戒処分までもつて臨む、しかしながら聞かれまい、一方では業務運行の確保をやっていかなければならぬという責任から、いろいろなアルバイトあるいはまたそういうひどい闘争をしない職員の協力を得ながら、本当に日夜を分かたざる懸命の努力をしていったわけでございますので、管理者諸君がそういう職員を泳がせておつたということは毛頭ない、こういう実事をお握しております次第でございます。

○米田委員 人事局長いろいろ答弁されますけれども、私が聞いておるのは、一ヶ月あるいは一カ月半の長期にわたって郵便を一通も配らなかつたという者がおるのだ、そういう者が今回の懲戒免の対象になつているのだというふうにあなたの方でPRされているものでありますから、私の経験に照らしてみて、一体そんなことがはてできようかということで私はいま質問したわけであります。あなたの方が何らかの意図を持つてそうさせなければ別でありますけれども、そうでなければ、郵便局のどんな小さいところで、職場の管理体制というものは本来まず主任から始まって、主任、課長に行つて、それから局長、その上には郵政の機構もある。幾ら何でもそういうことが一月半もあるいは一ヶ月も続けられるような、そんななまやさしい現場の管理体制ではないはずだ。それまどうして、あなた方が処分の対象にしているよ

うな長期にわたってのサボがなされるのか。サボの主たるもののが郵便を配らなかつたということだろうと私は思う、この委員会でも、あなたからそういう答弁があつたこともしばしばありましたから。実際、そういうことは考えられないのですね。ただ、東京郵政の方針があるのは現場に対する指示が、そういうものはもう構うな、郵政は自力配送していく、郵政省の職員、それから当時の第二組合、アルバイトあるいはOBや町内会の応援、そういうものを主体にして、もうサボをやつているような全通に頼らぬで自力配送していくんだ、これは事実そういう方針があつたように私は聞いております。そ�だとすれば、四の五の言つて職場に非協力の態度をとつてゐる者に対しかかわり合いを持つておれないわけであります。やはり自力配送ということをやらざるを得ない。そういうようなことがあれば私はわからないわけではないのですよ。とにかく全員の力でもつて年賀状を普通の状態で処理しなければならぬ、これは至上課題、至上命令というときに、しかもこれは全通が長期にわたつてストライキをやつたということではないのでありますとして、個々の労働者が、ある者はサボで郵便を配らなかつた、ある者は正規の仕事につかなかつたということがあつたようではありますから、要するに個々の関係であります。個々の関係なら、あなたの方の管理機能が作用しておれば、これは当然解決されるはずだ。せいぜい一週間か十日で解決される。解決されなければ、組合の首脳部とたつて幾らでも話し合いができるはずだ。組合の指導体制の中でも責任が明確になつてゐるわけであります。地区本部、地方本部、中央本部、現場では支部長、いろいろそういうあれがあるのでありますから、努力をすればできるはずだ。

現の諸君も導入をする、とにかく全般的力をかりないで自力派送でいくのだという方針があつて、それが先行したものだから、結果として、サボをやっているやつが結局もとへ戻らぬで一月も一月半も続いてしまったということじゃないか、私は実はそういうふうに思つてゐるわけなんですねけれども、そうだとすればわからないわけじゃない。ですが、実際問題はどうなのがということを私はお聞きしたわけありますので、もう一回答弁をやつてくれませんか。

○江上(眞)政府委員 当初から自力派送体制をとつてゐたのではないかということについてでござりますけれども、さきの年末年始の繁忙期の業務につきまして、例年のとおり、職員の時間外労働でございますとか非常勤職員の雇用によりまして運行を確保するよう東京郵政局としても対策を立てていただところでございます。後に、先生御承知のとおり、この期間中年賀非協力の指令が組合から出されたこともあるわけでございますが、その際にも、一人でも多くの職員から協力が得られるような措置を東京郵政といたしましてもつたわけでございます。

ただ、これは例年同じでございますが、闘争が長期化する万一の場合に備えまして、通常の状態での年賀計画のはかに緊急時の対策を考えておくということも当然のことであるわけでございます。現実には、職員が時間外労働を拒否する、あるいは年賀郵便物の処理について協力が得られないといったようなこともあつたわけでございまして、やむを得ず非常勤職員に大幅に依存せざるを得なかつたという事態が生じたわけでございますので、この間の事情については御理解をいただきたいというふうに存するわけでございます。

○米田委員 いずれにいたしましても郵便事業の正常化、労使関係の正常化、この方向に向けて郵政省は特段の努力が必要だと私は思います。

そういう面からいきますと、処分は終わりましたけれども、懸案の問題の処理ということが果たされたので、この間の事情については御理解を進んでいるのをして郵政省の段階で労使の関係では進んでいるの

どううかどううかという心配が一つござります。それをまた聞いておりますと時間がなくなりますが、そういう問題もあわせまして、願わくは郵政省の郵便事業を初めこの事業の円滑な正常化に向けて一層の努力をしてもらいたいし、また肝心の労使関係、これが事業運営の基本でありますから、労使関係の正常化に向けて一層の努力をしてもらいたいと思うのであります、懸案の問題の処理について人事局長からひとつかいつまんで現状、そしてこれからの方針目標等があつたら聞かしてもらつて、この問題については終わつておきたいと思うのであります。いかがでござりますか。

るな過去の処分の問題、実損回復、特別昇給といふ問題もあるわけでございます。また、目の前にある合理化の問題等々もございますので、いろいろ十二項目の残りの問題とあわせましてその取りつけをしながら、郵政省全体としても労使間の話し合いを深めていくという方向で努力したい。最近やや現実的な兆しも出てきたというふうに、私は、認識いたしておりますので、よけい先生のおっしゃるような方向に向かって努力を重ねていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○米田委員 大臣と郵便局長は、これは答弁は要りませんから、要望としてお願ひしておきます。

末のつけ方だけはひとつ何としても避けていたた
きまして、大臣が先ほどから答弁されております
ように、私は時間も必要だらうと思うう、一つの
チャンスといいますかタイミングというのもも
事だと思うのであります。そういう面で大臣の処
理を期待しておきますから、さつきの答弁で了承
しておきますから、ひとつぜひ実行していただき
たい。

それから郵便局長さん、新聞なんかの指揮で一番大きくなりがなるほどと思うのは、郵政省の場合、他の公共企業体や他の組合と違って、話し合いでのルールがはなはだ不十分だ。ということは、私としてみれば、現場段階の団交と呼ばれるのルールが不十分ということだらうと思うのです。法律的に言えば団体交渉とかいろいろあるでしょうけれども、要は話し合いの場だ。郵政労使の関係は話し合いが非常にスマーズでない。そして、そういう機会が少ないということが指摘されておりますし、私も同感でありますから、支部団交の関係等についてはひとつ思い切つて話し合いの場としてあなたの方はこれを活用するよう十分な指導をしていただきて、早く軌道に乗せるように、これはひとつ私からも要望としてお願ひしておきたいと思います。これは答弁は要りません。次に、切手の関係で一、二お伺いしたいのである

りますが、この法律案件の一番重要な部分は手数料の改定とか、そういうものを法律事項から外して、要するに国会を経ないで省令でやるということがポイントだと私は思います。これは素朴な疑問でありますけれども、一体法律案件、要するに国会審議の対象にするということはどうしていけないのかということなんですね。ここに理由がちよつと抽象的に書かれておりますけれども、彈力性を失っているとか何か書かれておりますが、私も国会でこの問題を扱いまして、あなたの方が提案されて、一ストップをかけたとかあるいは延ばされたとかいうことはないよう思うのです、この種の問題は。したがつて、国会の法定事項においても実際問題として弾力性が欠けるとか、あるいはあなたの方でそうめんどうということはないんだろう。どうしていまこの時期に省令に変えていかなければならぬのか、そのことがどうもはつきりわからぬのですが、この理由はどういうことなのか、もう一回聞かせていただきたい。
○江上(貞)政府委員 今まで法定にしておいて手数料の改定に弾力性を失いたいことはないではないかといふ御指摘でございます。結果的に申し上げますと確かにそのとおりでございまして、過去昭和五十一年の第七十七国会におきましてこの法律の一部を改正する法律案を御審議願いましたときには、審議末了で廃案になつたことがございますが、これも次の第七十八回の臨時国会に再度提出いたしまして、その結果御可決をいただいておりますので、改定の実施時期をずらすというようなことは結果的にはなかつたわけでございます。ただ、昭和二十四年の本法制定以来、売りさばき人に対する支払う手数料につきましては、ただいまこの法律に規定しておりますようにずっと法定をしてあつたわけでございますが、過去の手数料率改正是實際に、当委員会におきましても法律を外してはどまることなく、社会経済上の変化等に容易に即応していくべきという御議論もちようだいをいたしておりまして、その後いろいろ検討してまいつたわけでございます。その結果、手数料率を法定をしておきまることは、社会経済上の変化等に容易に即応します

たしがたい」という面は確かにあるわけでございまして、また同時に、現在他の類似の手数料、たとえばたばこでござりますとか塗あるいは公衆電話などでといったものを見ましても、法律で手数料を定めているものはほかには全く見当たらない状況でございます。このような状況を考慮いたしまして、この際、売りさばき手数料の定め方を法律から省令に委任しようというふうに考えて御審議をお願いしたわけでございます。

○米田委員 この問題は確かに郵務局長おっしゃるよう、本委員会でも議論があったことでございまして、もとよりこの問題はおおむね決まりました。

いまずし利もとのことを失しておられますた
だ、わが党の同僚議員が提起いたしました場合
は、法定から外すということについては、そういう

う提起もございましたが、野放しじゃなくて、問題によっては郵政審議会の議を経て郵政省がやるというように、一段階郵政審議会という場を一応置くということで提起をしたことを私は承知しているわけであります。今回の場合はそういうこともありますまいようでありますし、ストレートに省令で全部やってしまうということになるわけがありますから、心配すれば切りがありませんけれども、どうもちよつと勝手過ぎるのじゃないか。やはり郵政事業という最も独占的に便を扱っている郵政省としては、できるだけ法定に任せると、やだなるといいますか、そういうことが必要ではないかと、いう面からいって、私は実はちよつとこれはどうかなという気がするわけであります。他の公企体あるいは国家関係の部門でこの種の手数料関係について法定から外していることについては私もわざとありますし、認めますけれども、だからといって郵政省はただそれだけでよろしいというわけにはいかぬと私は思います。それなりに理由があるわけありますから、ちよつとこれは疑問に思いますがでござります。

それで、もう一つ心配するのは、郵政省の省会で改憲ができるようになりますたら、率なんかでも、言うなれば郵政省のお手盛りでやるわけでありますから、そうなつてまいりますと、郵政省の

経営の面からいって、普通三年に一回改定してき
たのが今度は四年にならなければならぬとか、ある
ことは、いま経営状態がよくないから率はひとつが
まんしてもわなければならないからというような
ことになつて、逆にしわ寄せが行くようなことは
ありませんか。そういう質問をすれば、そういう
ことはないというふうに御答弁なさるのだろうと
思いますが、省令になるとそういうことがあります
つてやろうと思えばあり得るわけですね。そういう
ことはないといふことにについてはいかがであります
か。

○江上(貞)政府委員 売りさばき手数料につきま
しては、ほかのたとえば集配諸負人等の請負料と
同じように、予算の整合性を図る中で人件費とか
物件費などの動向を勘案して決まっていく性格
が、どちらかといふと強いといふふうに存じてお
りますので、手数料の改定につきましては、ただ
いま申し上げましたような諸要素を勘案して行う
ということを今後ともいたしていきたいというふ
うに考えております。ただ単に恣意的に人件費と
か物件費などの動向を決めるというようなことは
できないわけでございますので、そのような御懸
念のないような運用を今後ともいたしてまいりた
いというふうに存じております。

○米田委員 最後に一点聞いておきますが、心配
過ぎかもしれませんけれども、最近の郵政労使の
紛争から来る郵便事業に対するいろいろな不正常
な状態、これがややもすると郵便離れといいます
か、そういうふうになりますが、どうでござ
ざいましょうか、現状においてはそのような心配
は収支の面で出ておりませんか、最後にお聞きし
ておきたいと思います。

○江上(貞)政府委員 ごく最近の状況について申
し上げたいというふうに存じますが、数字の面か
ら申し上げまして、いわゆる労使の紛争が直接的
に郵便物総体の物数に影響したというふうには考
えられないような状況でございます。ただ、その

中で十二月だけに限つて申し上げますと、小包につきましては昨年比五分強の減少を見ておりますので、これが闘争の影響がなかつたとは言えないのでないかというふうに思います。

すが、先生御質問の百万円になぜしないか、百万円という切りのいい数字ということをご存じます
が、私どももこの際百万円にするということも検討してまいりましたが、これまでの
限度額の引き上げは二十万、三十万、五十万と順

金額が約十九万五千円となつております。
また進学積立貯金、この方は、今年の三月末現在で大体十二万件余り、こういう加入の状況でござります。

行が正常にいかないということは、長期に見た場合に郵便事業の信用という面からいい結果をもたらすということは決して言えないわけでござりますので、今後とも正常運行には極力努力をしてまいりたいというふうに存じております。○米田委員 郵便貯金法の一部改正について、二つよろしくお聞かせ下さい。さあ、今

次刻んで引き上げてまいっております。また昨年、いま申しましたように二十万円引き上げました。また今回さらに二十万引き上げるといたしましたと、昨年の六月までの三十万に比べまして七十七万と、約倍以上というような数字にもなるわけでございます。

用の状況から見ますと、ことしの貸付だけは、^{むづかしく}年度の経過措置による積立期間が非常に短い、そ
ういった積立貯金に対するものでござりますたため
に貸付金もまた少なくなるという事情もございま
すが、いま申し上げましたように大体一件当たり
の貸付金が約二十万円程度と、これは大体積立貯
金の額に見合うものかと考えております。来年の
春の貸付に対することは、積み立ての期間も長く

七十万円に変えるという提案の内容でございますけれども、五十万円がこれを利用する方々の需要を満たすにはすでに限界だから、この際七十万円田代に上げなければならぬということだらうと思うのですが、どうも中途半端なような気がするんですけども、七十万円にされたというのは、体どういう根拠なのでですか。利用者の皆さんとの希望がそうなのか、あるいは何らかの大蔵省その他の関係があつてとりあえず七十万にしたのか、どういう理由なのかひとつ聞かせていただきたいと思います。

○米田委員 昨年ですか創設されました進学貸し付けですね、これは当時非常に好評だったと思うのでありますが、利用状況はどんなふうになつておられるか、どういった形の中で順次引き上げていくのが妥当かというふうに考えております。

○米田委員 昨年ですか創設されました進学貸しが可能な限度と申しますか、こういった形の中で順次引き上げていくのが妥当かというふうに考えておりまして、この際そういうふた件から経緯にもかんがみまして七十万で今回はやつてまいりたい、かように考へておるわけでござりますが、やはり今後の社会情勢の推移等を考えまして、これからもそういうふた必要に応じましてさらに引き上げるという問題も検討してまいりたい、かように考へております。

○米田委員 これは最後でございますが、最近一つの流行になつておりますが、いわゆる銀行預金、このごろ銀行から郵便局、しかも無集配の郵便局が特にねらわれてゐるようでありますけれども、これに對して郵政省は統一して何か防犯の指導あるいは施設の改善というようなものをなさつているのかどうか、あればそれを聞かしていくたゞきたい、こう思つております。

○吉田説明員 お答えを申し上げます。

新年度に入りましてから若干下火ではございま

昭和四十八年の一月に貸付限度額十万円で足りない場合、その後限度額は社会情勢の推移に伴いまして二十万円、それから三十万円と順次引き上げてまいりました。昨年の通常国会におきまして御審議いただきましてさらに二十万引き上がりまして、現在五十万となつていているわけでございますが、預金者の利益の増進に寄与し、またあわせまして預金者の要望にこたえるために、今回七十万円引き上げたいとしているものでございまして、これを引き上げたいとしているものでございま

それから、引き上げの考えはないのだろうと思うのでありますけれども、それでいいのかどうかお聞きしておきたいと思います。

すけれども、依然として郵便局に強盗が入つてお
りまして、先生方にまで御心配をおかけしてお
りますことを大変残念に思つております。
この種事件は、先生よく御理解いただけると田
いますけれども、郵便局に毎回お客様と同様なや
態で入つてくるわけでございまして、それを人へ
てくるなというような措置は当然とりづらいわ
たでございまして、大変対策に苦心しております
でございます。

ですが、そういうたつ措置が功を奏しまして最近のやや落ちついた趨勢になつたのではないかと思つておるわけでござります。

なお、これまでに措置した主な点について申上げますと、これは警察の防犯基準ともいさか関係がござりますが、各郵便局に防犯体制を確立するためには各郵便局長を防犯責任者といたしました。それから大局につきましては副防犯責任者を――おむね課長クラスでございますが、指定

金額が約十九万五千円となつております。また進学積立貯金、この方は、今年の三月末で大体十二万件余り、こういう加入の状況でございます。

この貸付限度額でございますが、これまでの利用の状況から見ますと、ことしの貸し付けは、初年度の経過措置による積立期間が非常に短い、そういうた積立貯金に対するものでございますために貸付金もまた少なくなるという事情もございまが、いま申し上げましたように大体一件当たりの貸付金が約二十万円程度と、これは大体積立貯金の額に見合うものかと考えております。来年の春の貸し付けになりますと積み立ての期間も長くなりますが、この五十四万円満額という限度額の貸し付けが受けられる方が多くなるのではないか、かように考えております。

○米田委員 これは最後でございますが、最近一つの流行になつておりますが、いわゆる銀行強盗、このごろ銀行から郵便局、しかも無集配の郵便局が特にねらわれているようでありますけれども、これに對して郵政省は統一して何か防犯の指導あるいは施設の改善というようなものをなさつてゐるのかどうか、あればそれを聞かしていただきたい、こう思つております。

○吉田説明員 お答えを申し上げます。

新年度に入りましたから若干下火ではございますけれども、依然として郵便局に強盗が入つておまりまして、先生方にまで御心配をおかけしておりますことを大変残念に思つております。

強盗事件の防止対策としては、この事件にからんで、警察官にそのパトロールの強化をお願いいたします。

がみまして監察官というわけにもまいりませんのがございます、そういうものを設けて絶えず不時的事態に備えておるわけでございますが、万一件が発生した場合には、当然のことながら人身の被害の防止ということを第一義といたしまして、冷静かつ柔軟に対処するよう指導してまいりたところでございます。

しかしながら、この一月の末でございますが、例の大坂の獵銃強盗事件に端を発しまして頻発する趨勢にございましたので、私どもとしても、今年に入りまして特別の措置を次から次へと打つたところでございます。その若干を御披露申し上げたいと思います。

まず、本省内に私を本部長といたします郵便局強盗事件対策本部というものを設置いたしました。これでいろいろと強盗事件の対策等について審議をいたしておりますところでございます。

以下若干申し上げますが、こういった効果と言つてはちょっとと言ひ過ぎかもしませんけれども、最近検挙率も、五十三年四月から五十四年二月までの間は検挙率が三割五分というような調子でございましたけれども、五十四年三月以降は六割五分、六五%までが未然に防止し、あるいは知人を逮捕しておるというような状況にござります。検挙にまさる防犯なしとか申しますが、これは警察官に全面的に依存しておるわけではございませんが、そういった措置が功を奏しまして最近の人を逮捕しておるというような状況にござります。検挙にまさる防犯なしとか申しますが、これやや落ちついた趨勢になつたのではないかと思つておるわけでございます。

して、各郵便局ごとにそれぞれの局情に応じた防犯措置を領というものを作成させております。それから、各種防犯装置がそれぞれの郵便局にござりますが、これの装置の習熟あるいは定期的な防犯指導、それから模擬訓練、こういったようなものを実施いたしまして職員に対する防犯指導を徹底いたしております。

なお、最寄りの警察署に対しましては、それぞれパトロールの強化をさらにお願い申し上げております。

○米田委員 終わります。
○石野委員長 次に、山花委員
と郵便切手類完ざべき所及
する法律の一部を改正する事
すけれども、両法案について

に検討を重ねておりま
に向に向かって今後とも
うふうに考えておりま
貞夫君。
一部を改正する法律案
び印紙完さはき所に關
法律案の審議でありま
ての郵政省の提案の趣
裁判所その他にい
た裁判手続のみにて
ではなく、省金庫
ことではなく、以
きではないだろ
する能力をはる
いうことである
審理が続いてい
が強く残つてい
正常化といふも
ではなく、省金庫
ことではなく、以
きではないだろ
する能力をはる
いうことである
審理が続いてい
が強く残つてい
正常化といふも

に超えた処分が行わされているところであるならば、とにかくこうした問題は労使関係の中に不安定要素をもたらすことがあります。今後の労使の交渉を考えた場合には、単にこうして問題を解決していくということの方針をそこだけに頼るというよりは、労使の正常化の努力をしていくべきか。処分問題についてもすべてな上げて二百年、三百年待つ

いますが、三千二百四十五件、五十一年度で九百四十三件、五十一年度で二万六千七百八十四件、五十二年年度で七百六十三件、五十三年年度で九千八百九十九件でございます。

○山花委員 五十四年年度につきましてはまだ中間ということだと思いますけれども、いまの数字につけ加えまして五十四年年度の数字についても御説明いただきたいと思います。

○守住政府委員 五十四年年度でございますが、これは四月二十八日に行いました処分でございます。

第二点といたしましては、これは一つの経験を周知させるというような意味で、主として昭和五十三年度に発生いたしました郵便局強盗事件といったものを分析しましてその結果、あるいは強盗事件防止対策といったものを解説いたしました「郵便局強盗防止のために」という冊子でござりますけれども、これを作成いたしまして強盗事件防止上の手引きとして全国の郵便局に配付いたしております。

旨を理解するといったとしても、問題は日常の業務の遂行という面にあると思います。米田先生の質問を受けまして、労使関係について不安が山積している現状で一体どうなのかという疑問についてお伺いいたしたいと思います。

大臣が参議院の本会議の関係で二十分ごろお出になるというように伺っておりますので、質問の順番を変えまして一つだけ大臣にお伺いしたいと思うのですけれども、後ほど郵政省から詳しく述べ

そういう姿勢ではなく、積極的に解決をしていく努力をすべきではないかというように考えるわけですけれども、この点だけ大臣に一言御見解を伺いたいと思います。

○山花委員　トータルすると約四万の処分といふことになりますが、これらの処分につきましては、それぞれの不服申し立ての手続がとられているものがあるわけであります。裁判所、公労委、人事院に分けまして、現在係属中の事件の数について御説明いたします。まずは、公労委、五

監察官は何をしておるかということをご存じますけれども、各郵便局に当然のことながら定期に検査に参るわけでござりますけれども、そういう場合には、一般的の防犯体制とともに、こういった防犯機器等を含む郵便局の防犯、要するに強盗犯

伺いしたいとは思ひますけれども、最近の四月二十八日における処分を含めまして、郵政省の全通所属組合員に対する処分の数が膨大に上っています。裁判所、公労委、人事院などにたくさんの案件が審議の対象として系属しているわけでありま

でございますので、いろいろ考え方はあるかもしませんが、私どもは許される限り話し合いができるところは話し合いで進んでいいものかと、いうのが私の考え方でございますが、なお専門的なことは事務担当司からお咎めさせていただき、と頼

の守主政府委員 五十四年三月長日見庄で、う
いと、十四年度分につきましてはなお係属していないと
いうことだと思いますけれども、できましたらそ
の予想も含めて係属事件の数を御説明いただきた
いと思います。

犯体制、そういうふたつ問題についてその危険度等々を、考查しながら必要な勧告を行うというような体制をしいておるわけでございます。

なお、御指摘の設備の点でございますけれども、従来郵便局にはすべて非常防犯ベル、それから一定規模以上の局には警察への非常通報装置、こういうものを設置しておったわけでございますけれども、最近の事態にかんがみまして——詳細は本席では省略させていただきたいと思いますけれども、

すけれども、形式的に計算をいたしますと、これら事件につきましてすべてが解決するのに二百年から三百年かかる、こういう結論が出てくるわけであります。今後審理の方式によりさまざま調整と努力がなされると想いますけれども、これまでの案件を從来の公労委、人事院などの処理能力との関連で計算をいたしますと二百年から三百年かかる。過去、たとえばいわゆる団交権につきましての最高裁判決、確定するまで都城事件の場合に

○山花委員 大臣の時間がありませんので、また必要に応じまして今後の機会にお伺いいたしたいと思います。

それでは、人事局の方に伺いたいと思いますけれども、これまでの、できれば最近の処分も含めまして、年度別の懲戒処分の件数がどの程度になっているか、過去五年ぐらい、内訳を含めて御説明をいただきたいと思います。

平審査請求は五千九百二十件に相なつております。それが、その後公労委に提訴をするという動きがあるというふうに把握をいたしておりますが、具体的にはまだ人事院の方から御連絡を受けていないと

れども、これを補完するような非常防犯ベルと非常通報装置を兼ねたような、非常に簡易なシステムでございますけれども、最近それぞれの郵便局にはほとんど設置したところでございます。

なお、局舎構造の問題あるいはスクリーンカウントターの問題、いろいろございますが、こういった

は十四年かかったわけでありますけれども、それとも事情が変わつてゐるわけであります。後ほど対処の方法について郵政省からもお話を伺つもりですが、大臣に一言お伺いしたいと思ひますことは、こういう形式論で私はいま申し上げたわけではありますが、数字的に公労委、人事院で処理

○守住政府委員　御説明申し上げます。
この数字は、国家公務員法上の懲戒処分、いろいろあるわけでございますが、もっぱら労働事件という意味でとらえました数を申し上げるわけでございますが、昭和四十九年度で、国家公務員法上のいろいろな段階の懲戒処分があるわけでござ

○守住政府委員、御説明申し上げます。

いう状況でござります。

ことはなつておりましたか
なつております。
昭和五十年に七名は

ところが事務局の職員でございますが、これは横ばいなし多少減少というふうな傾向でございまして、東京地労委について見ますと、昭和四十七年当時五十六名、これは現在も五十六名ということでございます。それから中労委につきましては、昭和四十七年に八十三名が現在八十名ということになっております。それから公労委につきましては、事務局支局を除きまして公労委事務局本体について見ますと、昭和四十七年五十五名が五十三年には五十名というふうに減員を見ておりります。この中で、不当労働行為審査を処理する人間というのはさらにその一部となるわけ

でございまして、その点、公労委におきましては五名ないし六名の体制をもつて審査関係を担当しているというのが実情でございます。

○山花委員 次に、公平委員会にお伺いしたいと思ひます。

先ほどもちょっとと触れていたときましたが、公

労委などについて伺つたと同じ問題でありますけれども、不利益処分の審査請求事案の処理状況についてまず総括的にお伺いいたしたいと思います。大体現状どのようになつてゐるでしょうか。

○山田説明員　処理状況という御質問ですけれども、これは先ほど判定発出の件数で申し上げたのですが、具体的にどういうことでしょうか。

○山花委員 事件としてどのくらい受け付け件数があるか、延べにしてどのくらいになっていて、か、今日時点どれくらい受け付けているか、こういう観点を含めてお願ひしたいと思います。

○山田説明員 お答えいたします。
過去五年間にについて申し上げますと、大体不利益処分審査請求の事案は年によってかなりばらつきがございます。たとえば、四十七年度あたりは林野庁関係の春闘処分が三万二千名ございまして、これが一度にわが方の窓口に綴封したということもございまして、このときは三万二千件以上という件数が出ておりますが、一応先ほど申し上

けております五十二年度から過去五年間にさかのばつて申し上げますと、四十八年度に五千三百三

件、四十九年度に一千六十四件、五十年度に一千五百十三件、五十一年度に三千九百三十九件、それから五十二年度は九百九十四件という申し立てで件数の推移でございまして、現在のところは、端数まで詳しくは承知しておりませんけれども、約五万五千件係属しております。

○山花委員 五万五千件の係属ということで、これを処理していくらしやる公平委員会の審査委員会の数、全職員の数は現状どうなつてあるでしょうか、御説明いただきたいと思います。

○山田説明員 私ども公平局には現在定員が五十五名おりまして、これは実は毎年約一名ぐらいずつ増員されておるわけでございます。ただ、この五十八名が全員不利益処分を専管するということではございませんで、ほかの業務も担当しておりますので、大体三十三名程度が不利益処分にもつぱら当たるというふうにお考へいただいていいと思います。それから各地方事務局がございま

て、そこにやはり公平担当の職員がございまして、その課長ないし公室係、これらもやはり公平審理の業務を分担しております。これが大体十八名くらいということになります。その他はかの担当の者も勤員できるということで目いっぱい見込ますと、五十数名は稼働能力あり、公平委員として審理に参画し得る数というふうに考え

○山花委員　いまフル動員してというお話をでもあつたわけですけれども、たとえば公平委員会の関係で見てみますと、御説明のありましたとおり五

十三年度の繰越件数が五万五千四百七十二件であった
ります。これに先ほど省の方から説明をしていました
だきました最近までの処分を含めて考えますと、
五十四年度に約五千件申し立てがあり、伺つたと
ころによりますと、この五月八日全通の方から公
平委員会に對して電話で連絡があったようですが
が、三千百七十三件について申し立てをする予定
である。トータルいたしますと六万四千六百四
十

五件、こういう膨大な事件を公平委員会が抱えるという状況になるわけであります。私がいただい

た資料、昭和二十六年から今日までの総トータルにつきましての処理状況を御報告いたいたわけでありますけれども、判定の件数で申しますと年間大体九十件、われわれは大体五十件ぐらいではないかというようなお話を伺つておりましたけれども、実情はそのようです。取り下げなどを含めましての処理状況を五十三年度までの二十八年間にについて見ると、年間二百三十三件であります。一年間二百三十三ということでありますと、先ほど私が二百年、三百年と若干大きさな言い方

をしたようですが、この六万四千六百四十五件といふものを年間二百三十三件のペースで取り上げていくとするならば、解く二百年を超してしまう、こういう実情になるわけであります。審理の仕方についてさまざま御苦労もあると思いましすし、それぞれのケースにつきまして、あるいは代表訴訟の形式とか審理の手分けということについてこれから御努力はされると思ってますけれども

も、率直に申し上げまして、現状でありますけれども、いま御説明いただいた職員によつてこうしてたくさんの事件について迅速な処理を期すことができるかどうか、人質問題を含めて、いま公平委員会としてはこれをどのように受けとめておられるかということにつきまして、御見解を伺いたいと思います。

○山田説明員　お答えいたします。

て、いわば行為内容の非常に似ている事案につきましては、これを私どもいわゆるチャンピオン事案と申しておるわけですけれども、そういうかつこうで、実際的には組合の方から最も勝ち目が多いと思われる事案を適宜ピックアップしていくただきましたし、それを代表事案としてそれについて審理を行なうということで、集中的にそういう事案について審査をし、後はその判定が出た段階において

いて両当事者にそれなりの検討をしていただくと
いうことで審理を進めてはいつておるわけでござ

が新たにわが公平局の窓口に来つてあるわけでござりますけれども、これにてましても両当事者と十分話し合いを行つた上で、わが局の絶力を挙げてできるだけ簡易迅速に処理してまいりたい、かよう考へておるわけでござります。

○山花委員 いまトータル六万件についてお伺いいたしますと若干枠が広がり過ぎるかもしませんが、先ほど郵政省から御説明いたしました大事院にこれまで系属している五千九百二十件、こ

れにこれから申し立てられる三千百七十三件、合計いたしますと約九千件でありますけれども、人事院の職員、年間の予算その他の観点から申しますと、九千件について大体どれくらいの期間があるべきであるとお考えでしようか。これはなかなか予測が立たないのじゃないですか。

○山田説明員　いまお話をございました郵政関係の改定の問題で申しますと、この問題は、

の結果の事業及び今度加わってまいります新しく事業案について申し上げますと、過去の事業につきましては、先ほど申し上げましたような代表的ケースをピックアップしてやつてまいりたということでございまして、したがつて、今後新たに出てまいります事業についてどういうやり方でやるかということが一つの問題でございます。仮に新しく申し立てのある事業につきましてすべてを公

○山花委員　いま過去の事件と今後の事件という平委員会の俎上に乗せて審理することになりますれば、これはかなりの期間がかかることがあります。

ことで分けて御説明になりましたけれども、恐らくお考えになつたことは、今回の約三千件の処分といふものは、幹部の責任追及ということではなく、現場の組合員の個々の行為をとらえての懲戒処分でありますから、代表訴訟という枠でくくることはほとんど困難である。こういう事件がこれから三千百件係属するわけであります。従来の郵政省関係の処理能力からいいましても年間四十八

件、約五十件、こんなところであつたわけでありますので、このペースでいきますと、年間五十件ずつ解決してもらつても、新しく申し立てる事件だけでも三千件あるということであるとするならば、形式論は避けますけれども、これはかなり長期間を要することになるのではないかろうか。さつき私は団交権の問題について、これは処分とは違いますけれども、十四年かかったと申し上げましたけれども、最終的に確定するのは従来と比べものにならないくらい長期を要するのではないかろうか、こういう気がするわけであります。公平委員会に対しましても、とにかく何年あればやるといふことについてはお答えを求めて無理だと思ひますが、お答えの趣旨の中からは、とにかく長時間かかるだらうということだけは明らかになつた気がいたします。

同時にこの問題は、昨年提訴されました公労委のケースについても同じことだと思いますて、とにかく六、七年の間に二件か三件しか命令は出でないわけであります。年間の処理能力が公労委は大体五件くらい。先ほどお伺いいたしますと、とにかくたくさんの領域がありながら担当職員がわずか五人であるということを伺いますと、この五人の方が二十四時間眠らずに事件をやつたとして、一体何件解決できるか。去年だけでも五十分代で、公労委におきましても処理能力の限界を超えているということになるのではないでしようか。

実は、この問題について、労働省にこうした事態に対する対応を後ほどお伺いしたいと思いますけれども、話を本論の郵政省に戻しまして、いまのような実態であるとするならば、これはこの紛争が今後十年、二十年、仮に二百年三百年とは申さなくとも、長い間続していく、こういう事態が予想されるわけであります。これは労使関係にとって決定的ということになるのではないか。人事管理の面からも余りにも問題が多過ぎるのでなかろうかと考えざるを得ません。すべて、処

分をしたからあとは公平委員会に任せせる、公労委に任せることだけでは済まないのでないでしょか。郵政省当局はこうした事態に対してもまた私どもとしては期待していきたい、このどのように考えておられるか、見解を明らかにしていただきたいと思います。

○中住政府委員 御指摘の点でございますが、私どもの労使間のいろいろな紛争の問題からいろいろ他の第三者機関のお世話を煩わしておるわけ

で、非常に残念に思つておるわけでございます。

そのことはともかくといいたしまして、一つは公労委の方の問題でござりますけれども、労使間の基本的なところの相互理解というものを進めます中で、不当労働行為事案いろいろあるわけでございますけれども、五十数件出たというのはいわば代用にいろいろ労使間での話し合いで和解とか取り下げとか、措置すべきものは措置するとかいうケースもあつたわけでございますので、そういうことを念頭に置きまして、一方では基本的な流れが基本でございますが、また個別的にも調査をして措置すべきで、対応できるものは対応するといふ気持ち、考え方を持つておりますが、また相手の意思疎通を十分図つていかなければならぬ、このようにも思つておるわけでございます。

それから、もう一方は公平審査でございますけれども、この問題につきましては、過去には、たとえば違法ストの単純参加者というふうな問題につきましては、代表例と申しますが、そういうこともわりに対応しやすかつたわけでございます。

○山花委員 お尋ねの七千件と申しますけれども、とにかく大変時間がかかるということ、それを待つておるということだけではなくないのでなかろうか。今日時点できちんにということはなかなかむずかしいと思ひますけれども、それを公平委員会とか公労委だけに頼るということではなかなか見ましても、実はいかがかな、こういう

口をいまつけておる最中でございますが、そういう面での間接的な意味と申しますか、そういうものもまた私どもとしては期待していきたい、このどのように考えておられる次第でございます。

○山花委員 お話の中で、解決のための省の努力、一つ二つ出ておったような気がいたしましたけれども、問題の基本として二つに分けてお伺いしたいと思います。

一つは、公労委関係ということで御説明ありますけれども、五十数件出たというものはいわば代用にいろいろ労使間での話し合いで和解とか取り下げとか、措置すべきものは措置するとかいう

ケースもあつたわけでございますので、そういう省の努力というものが必要ではなかろうかと思ひます。そういう問題について踏み込んで労使間の問題も同時に解決していく方向、このための郵政

正常化を図つていく努力をするつもりがあるかどうか、これが第一点であります。

第二番目の問題としては、とにかくその多数の事件、うんと問題をしぱりまして今回の処分三千五百件について考えてもいま御説明のとおり個別事案ということで代表訴訟もむずかしいだろう。

従来の処理能力が年間五十件とすれば、十年たつても五百件、三千件ということになれば六十年間かかる。まだちょっと形式論に落ち込みますけれども、とにかく大変時間がかかるということ、それを待つておるということだけではなくないのでなかろうか。今日時点できちんにということはなかなかむずかしいと思ひますけれども、それを公平委員会としても対応していくことは、確かに大変な問題でありますけれども、後段の部分につきましては、結局、これから何十年間か公平委員会あるいは裁判所に全部けたを預けるということは対応していくべきであります。

○山花委員 結局、前段につきましては、公労委の示唆もあり解決のための方向に向かっている、

こういう趣旨に伺いましたけれども、後段の部分につきましては、結局、これから何十年間か公平

委員会あるいは裁判所に全部けたを預けるということになつてしまふのではないかであります。

○守住政府委員 お尋ねの七千件と称する問題でございますが、本件につきましては、すでに年末の段階で公労委の審査委員長の事実上のあつせん

案の中で、郵政、関係郵政のそれの段階でまことに乗り込んでいくという話し合いの糸

乗せてこれの円満な解決を図るようという御指摘も受けておるところでございます。したがいまして、私どももそういう線で全般の方に話をしているわけでございますが、現在の段階では、まだその七千件の具体的なものが、実は話の端々は出でておりますけれども、具体的に出でていない。そこで、これにつきまして、特に中央本省段階と同時に地方郵政局段階での労使の話し合いと申しますか、それを非常に重視いたしまして、そういう方

で、これにつきまして、特に中央本省段階と同時に地方郵政局段階での労使の話し合いと申しますか、それを非常に重視いたしまして、そういう方でこの問題を解決しない打開を図つていただきたいと思います。

○山花委員 お尋ねの七千件と称する問題でございますが、本件につきましては、すでに年末の段階で公労委の審査委員長の事実上のあつせん

案の中で、郵政、関係郵政のそれの段階でまことに乗り込んでいくという話し合いの糸

乗せてこれの円満な解決を図るようという御指摘も受けておるところでございます。したがいまして、私どももそういう線で全般の方に話をしているわけでございますが、現在の段階では、まだその七千件の具体的なものが、実は話の端々は出でておりますけれども、具体的に出でていない。そこで、これにつきまして、特に中央本省段階と同時に地方郵政局段階での労使の話し合いと申しますか、それを非常に重視いたしまして、そういう方でこの問題を解決しない打開を図つていただきたいと思います。

○山花委員 お尋ねの七千件と称する問題でございますが、本件につきましては、すでに年末の段階で公労委の審査委員長の事実上のあつせん

討していくべきではなかろうかと思ひますけれど

討していくべきではなかろうかと思ひますけれども、この点はいかがでしようか。

○守住政府委員 私ども決して知らぬ顔ということもございませんので、国家公務員法下の規制と、人事院の指揮を受けまして、一方の当事者と、審査委員会で対処をしていくということをございますが、先生御指摘のような、もっと何かいい方法はないかということをございます、私ども国家公務員法下の懲戒処分の体系でございますので、その法律に反するような立て方、やり方などというのはなかなかできないと思っておりますけれども、やはり労使間の、その大ものところと申し上げましたけれども、今後の正常化、労使の理解の対応の中でのとかその方面、方向では努力をしてみたい、このように考えておる次第でござります。

○山花委員 いま事務当局とのやりとりを次官にも聞いていただいておったわけでありますけれども、これは事務当局としての答弁の枠もあるのではなくいかと思うわけですが、現実にお話を聞いていただきまして、数千の事件あるいは全般的なたとえば数万の事件を抱えている公平委員会その他の処理能力限界をはるかに超えているわけであります。この場合に漫然と――漫然と言つたら語弊があるかもしれませんけれども、解決をそこにゆだねて、それとこれとは別であるということで労使関係の問題を考えても、これは正常化は困難ないのではなかろうか。いま具体的に、ではこうするということについてお伺いするのは無理かもしれないませんけれども、しかし、こうした問題点を踏まえて全般的な解決の方針について議論をしていく必要、政治的な判断をしていただく必要があるのでないかと思いますけれども、この点についで次官の方から一言御見解を承りたいと思います。

○龜井政府委員 いまさら申し上げるまでもありませんけれども、労使間の問題につきましてはできる限り平和裏に労使の間で話し合つて解決をしていくということは申し上げるまでもないことだ

ろうと思います。ただ、第三者機関に問題をすべてゆだねればそれでいいというものではないと思えますけれども、現実にもうすでに提訴されている案件がそれだけあるわけでございますし、またその内容によりましては、とても労使間で話し合つていくべき性格のものではないよう思ひますので、その内容によつて、どういうものが本当に労使間で今後解決をされていくものであるのか、こういった点について今後十分に検討してまいるべきではないか、かように考える次第でござります。

○山花委員 事務当局は、裁判その他にかれればそれはそこでという、確かにそのとおりでありますけれども、三公五現の他の省庁の関係で御存じのとおり、たくさん裁判に出でたものにつきまして、労使の話し合いの中で和解をして、解決をして取り下げる、こういうことによつて処理した事例もたくさんあるわけでありまして、特にこうした膨大な処分についての取り扱い、公平委員会でも公労委でも能力を超えているのではないかという現状からすれば、そういう方向について十分検討していただきたい。重ねて要望をして、もう時間も五、六分ですので、次の質問に移りたいと思います。

実は労働省に一言お伺いしたいと思うのですけれども、先ほど、たとえば公労委関係につきまして、実際やつてゐる職員が五人ぐらいである一年間に処理する件数をいたしましても、命令は過去七年間に三つぐらいということになりますから、四十件、五十件という事件が出てきましたならば、これまた公労委の物理的な処理能力の枠を超えてしまうのではないか。四十数件、郵政関係が新しく出たわけありますけれども、これも数千件の中から、とてもたくさん出しても無理だというようなしほりもありまして、しほられたものもあるわけであります。ただ、実情を先ほど

私が若干細かい資料で地方労働委員会、中央労働委員会、民間の場合の処理についても伺つたわけありますけれども、民間の場合の処理におきましては、地労委、中労委とも数百件の事件を処理しているわけであります。都の労働委員会でも、年間数百件を処理している、こういう実情でありますように、民間、非現業などについて分けるということだけではなく、将来、外国に見られるような労働裁判所形式の民間、公務員関係一本にしての機関ということを検討する必要があるのではないか。実は、最近の郵政省関係の事例などにかんがみまして、法律家の間ではそういう議論がなされ始めているわけでは今後検討する余地はあるのかないのか、一つのこれは今後の問題でありますけれども、一言御見解を承っておきたいと思います。

○岡部説明員　先生のお尋ねは、不当労働行為の審査体制、わが国全体として制度的にどう考えていくかという非常に基本的な問題でございまが、まず労働裁判所をつくってはどうかというのは確かに一つの考え方なのかもしれません、それは労働裁判所というダイレクトなお話でありますというと、これは特別裁判所を日本では設けることはできないという制約がございますので、その点、より集中的にこういう問題を扱うような機構をつくってはどうか、たとえば労働委員会制度をさらに大きく統合するとか、現在、労働委員会と申しましても、中労委、地労委、船員中労委、船員地労委というふうに分かれておりますが、そういうものの全体的な統合はどうか、あるいはさらに、それに公労委も加えて全体的な統一はどうかといふふうなことは、これは從来からいろいろ議論が行われているところでございます。

ただ、私ども考えますのは、そういう議論ももちろん深めていくことは大事でありますけれども、基本的には、先ほど申し上げたような何百件もの不当労働行為の審査に日にちを要するという審

査逕延のこの傾向をどのようにして食いとめるか、あるいは審査をさらに短縮できないかというふうな問題意識があるわけでございます。したがいまして、昨年来、実は労働大臣の私の諮問機関でございます労使関係法研究会におきまして不当労働行為制度の審査促進の問題を集中的に御審議いただいておりまして、現在鋭意検討中でござります。したがいまして、そういうふうな検討を踏まえて、さらにまた、この問題につきましては積極的に努力してまいりたいというふうに考えております。

○山花委員 私が労働裁判所という言葉を使つたりしたので、若干誤解をいただいたかもしませんけれども、行政委員会としての御指摘のとおりの労働委員会機能の拡大整理、公労委の関係と民間の関係を一本にするというような構想が必要ではなかろうかという問題提起であります。きょうは時間がありませんので、またの機会にその問題については譲りたいと思います。

最後に、郵政省に伺つておきたいと思うのですが、懲戒処分、膨大なのがなされておりますけれども、これが裁判所であるとか公労委であるとか、あるいは公平委員会において取り消されている事例といふのも少なくないわけであります。もう時間の関係で、その個別問題につきましては御説明していただく時間もなくなつてきていると思ひますけれども、とにかくそうした取り消された事例の幾つかなどを見ますと、職場の管理者の明らかな偽証、組合用語で言えば立ち上げによつて事件がつくられ、刑事裁判にかけられ、刑事裁判は、これは偽証であるということで無罪になります。公平委員会におきましても懲戒免職は取り消せといふ命令が出る、こういう事例があるわけであります。

実は、そういう事例について私の経験した幾つかの事例について見ましても、そこで刑事裁判は無罪になる、公平委員会は取り消される、職場に戻る、それでいわばおしまいであります。当局の一側面でのときそんなうそを言つたではないか、何

どうそまでついて人を刑事事件にまで陥れたのか、何でうそをついてまで首という処分をしたのだ、こういう管理者に対する対応は、課長・係長に対する対応につきましても、組合側をばっさりとやるならば郵政省みずからそのえりを正せといふ御質問がきようあつたわけありますけれども、もつと具体的なケースについて煮詰めてみると、幾つかのケースについて皆そうでありますけれども、私は、調べてみたならば、そういううそをついた職制についても何らの処分もされていません。いま申し上げましたような刑事裁判にたくさんかかって、毎年出ています。無罪になつたケース、あるいは公平委員会で懲戒免職が取り消されたケー

ス、私も命令書を詳しく読んでみましたけれども、それも明らかに何々課長の偽証である、大げさにそう言つたからそうなつたんだ、こういう裁判所などでの認定がはつきり出ているものについて、こういうことについて郵政省は、従来処分をしたことは一度もなかつたのではないでしようか。そして、そういうことであるとするならば、これは余りにも不公平ではないかと思うわけがありますけれども、まずその点について、もし私の前提に間違いがあつたらいけません。そういう事案について、郵政省側は、当該のうそをついた、偽証をした係長あるいは課長などを処分したというケースが過去にあつたでしょうか。たくさんの公平委員会における取り消し事例あるいは刑事事件における無罪の事例、これについてきょうは一つ一つ聞きませんけれども、トータルでお伺いしたいと思います。

○守住政府委員 こういう事案につきましては、実は具体的に一つ一つのケースでないとなかなかわかりにくいかと思うわけでございますが、包括的に申し上げまして、人事院の取り消しだとか修正等があるわけでございます。そういう点におきましても、管理者の証言が故意に事実をゆがめておるとか、実際に処分事実を体験し、記載した現

認証に偽りはないわけでございますが、その物の見方、評価とか、あるいは問責につきましては、国家公務員としてふさわしくない非行ではないのであります。米田先生も、いわば今回の处分につきましても、組合側をばっさりとやるならば郵政省みずからそのえりを正せといふ御質問がきようあつたわけありますけれども、もつと具体的なケースについて煮詰めてみると、幾つかのケースについて皆そうでありますけれども、私は、調べてみたならば、そういううそをついた職制についても何らの処分もされていません。いま申し上げましたようなうそをついたとおぼえ具体的な例で伺いましょう。そういう事実の捏造が明らかになつた事例といたしましては、杉並局の都丸事件と言われているもの、高輪局の長谷事件と言われているもの、あるいは石巻局の高田事件と言われているもの、公平委員会でまた説明していくと詳しい内容も明らかになりますが、あるいは東京近辺では国立局の小林事件と呼ばれておりました。最後に申し上げました問題は、たとえば当該の課長が小林君に千枚通じで、千枚通じでおどかしておいた千枚通じを突きつけたと言うよなことになれば、これは確かに重大な事態です。そして告訴されて刑事裁判がスタートしました。刑事裁判におきまして小林君は無罪になりました。千枚通じでおどかしたということが全くでっち上げだったことが明らかになつたからであります。たまたま机のところに行きましたら千枚通しがあったので、それを手に持つたくらいのことはあつたかもしらぬ。千枚通じをおどかして、しかも机をとばして相手にけがを与えた、こういう事件がでっち上げであるということになりました。そして、これは公平委員会におきましてもほんじょうな経過をたどりました。そして懲戒免職でありますけれども、免職が取り消されました。そして職場に戻ったわけであり

ます。実はきわめて個人的な経験ですが、私は初めからずっとこういう事件にタッチしておりましたので、この当該課長の現認証あるいは捜査官検定が懲戒免職等の場合、重きに過ぎるのではないのかとか、こういった面でその修正等が行われております。これは明らかであるけれども、その処分の量も、全部調査をいたしました。で、ち上げであるとか、こういった面でその修正等が行われております。しかし、いま申し上げましたようなうそをついたとおぼえます。たとえば具体的な例で伺いましょう。そういうふうに把握をいたしております。

○山花委員 結局処分したことは一つもない、こ

ういうお話なんだと思ひますけれども、いまお話をしなつたとおり、証言あるいは現認証の評価の問題ということと、そこでは水かけ論になつてしま

ります。しかしながら考へれば余りにも不公平であります。たとえば当該の課長が小林君に千枚通じで、千枚通じでおどかしておいた千枚通じを突きつけたと言うよなことになれば、これは確かに重大な事態です。そして告诉されて刑事裁判がスタートしました。刑事裁判におきまして小林君は無罪になりました。千枚通じでおどかしたということが全くでっち上げだったことが明らかになつたからであります。たまたま机のところに行きましたら千枚通しがあったので、それを手に持つたくらいのことはあつたかもしらぬ。千枚通じをおどかして、しかも机をとばして相手にけがを与えた、こういう事件がでっち上げであるということになりました。そして、これは公平委員会におきましてもほんじょうな経過をたどりました。そして懲戒免職でありますけれども、免職が取り消されました。そして職場に戻ったわけであり

ます。もちろん私どもも、そういう事実を捏造するにおいて、それが全部なくなつた、シロであったということが明らかになつても、責任の一つだけに追及していいない。この郵政省の態度といふものは、私どもから考へれば余りにも不公平であります。たとえば当該の課長が小林君に千枚通じで、千枚通じをおどかしておいた千枚通じを突きつけたと言うよなことになれば、これは確かに重大な事態です。そして告诉されて刑事裁判がスタートしました。刑事裁判におきまして小林君は無罪になりました。千枚通じでおどかしたといふ

私は実はたくさんの事件について質問しようと思つて資料を持つてまいりましたけれども、時間がもういづぽいでありますので、一つだけたとえば国立の事件について伺います。こういううそをついた、で、ち上げた者は処分をすべきではないでしょうか、いかがでしようか。

○守住政府委員 本件につきましては、先生御指摘のように傷害事件としては裁判所として認めないということであつたわけでございますが、やはり公平審査の中でも出ておりますように、千枚通じを課長の面前に突きつけあるいは振り回したといふ事実については、千枚通じの柄を持っておついたします。

私は実はたくさんの事件について質問しようと思つて資料を持つてまいりましたけれども、時間がもういづぽいでありますので、一つだけたとえば国立の事件について伺います。こういううそをついた、で、ち上げた者は処分をすべきではないでしょうか、いかがでしようか。

私は実はたくさんの事件について質問しようと思つて資料を持つてまいりましたけれども、時間がもういづぽいでありますので、一つだけたとえば国立の事件について伺います。こういううそをついた、で、ち上げた者は処分をすべきではないでしょうか、いかがでしようか。

私は実はたくさんの事件について質問しようと思つて資料を持つてまいりましたけれども、時間がもういづぽいでありますので、一つだけたとえば国立の事件について伺います。こういううそをついた、で、ち上げた者は処分をすべきではないでしょうか、いかがでしようか。

午後零時十七分休憩

午後一時十七分開議

○石野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。質議を続行いたします。竹内勝彦君。

○竹内勝彦 委員 今回の郵便貯金法の一部を改正する法律案、これを提案してきたわけございま
すけれども、まず最初に論議に入していく上からも、この提案した理由、これを概略御説明いただ
きたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 この郵便貯金の預金者貸し付け、いわゆる「ゆうゆうローン」と称しておりますが、これは、先生御承知のとおり、日常生活における不時の出費の際に預金者にその貯金を担保として貸し付けを行いまして、貯金を継続できるようにするものでございまして、昭和四十八年の一月に貸付限度額十万円で発足した制度でござりますが、その後この限度額は社会情勢の推移に伴いまして二十万円、次いで三十万円、またさらには昨年五十万円に引き上げを認めていただきまして、現在五十万円となっているものでござ
いますが、預金者の利益を増進し、あわせまして預金者の要望にこたえるために、今回これを七十万円に引き上げたい、かように考えて、そのためにはこの郵便貯金法の一部改正法案を御審議をお願いしている次第でございます。

○竹内(勝)委員 預金者のこの貸し付けの限度額、七十万円に引き上げたい、これは今までの経過というものがござりますけれども、私は、現在の一連の公共料金の値上がりや物価の値上げ、そしてまた最近の国民生活の状況、またこういった「ゆうゆうローン」等の利用者の実態、こういったものからかんがみて、果たしてこの限度額が七十万円でよいのかどうなのか、こういうように持ってきた直接的な根拠、理由といふものは一体どういったところに置いておるのか。今までの実態とあわせて、それから今後サービス向上のた

めにこういう計画を持つてやっていきたいというふうなのがあれば、それも含めて御説明いただ
きたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 「ゆうゆうローン」の現在まで利用状況でございますが、五十二年度につ
きまして申し上げますと、貸付件数で四百七十七万件、貸付金額で三千九百八十四億円となつてお
りますが、一千百二十一億円となつております。

五十三年度につきましては、まだ年度末のものが確定しておりませんので、昭和五十四年一月末現在で申し上げますと、貸付件数で四百三十九万件、貸付金額で三千七百五十億円、貸付金の現在高は千百七億円となつております。

また、四十八年の制度創設以来の利用状況でござりますが、五十四年一月末現在で貸付件数が累計約二千四百十万余件、貸付金の累計が約一兆七千七百億円、こういう状態でございます。

顧客ではございませんが、大体この二、三年で見ますと、約一〇%程度の御利用の増という形で推移をしてきておるわけでございますが、一件当たりの金額だけを見ますとそろ高額ではない。

ただ、これは一件当たりでございまして、一人当たりではございません。

昨年六月に現行の五十万円に引き上げられましてから、その後約二ヶ月間の状況を、これは抽出調査でございますが、約百十局の郵便局につきましては、その結果で見ますと、三十万円、すなわち昨年六月の限度額でございました三十万円を超えての御利用というようなものを見ますと、その調査の中では、三十万円超五十万円までの金額をお借りになっている方が一八、八九、約二割といふような数字が出ております。また、五十万円ちょうどというぎりぎりの貸し付けを受けられた方が約七%といふような数字にな

つております。限度額の引き上げの効果というものはそれなりにあるわけでございます。

また、別な場におきましていろいろのお声を伺
いましても、御要望というものは現在の限度額をさらに上げてほしい、これは限度額といいますものは上げれば上げたにこしたことはない、大は小を兼ねるということでございますが、そういう御要望がござりますけれども、私どもいたしましては、この貸付制度の趣旨が、最初に申し上げましたように、生活上の不時の出費にお立てかえをする、そして貯金を継続していただく、こういうような形で参つているわけでございまして、お

のぞから限度額といふものは、その返済が可能な限度で、ということとも考慮していかなければならぬかと思います。こういったことからいたしまして、今日は七十万円ということでひとまず引き上げをお願いしている次第でございます。

なお、これはやはりこれから社会情勢の推移というものをよく考え、また御利用の方々の御要望というのもよく考え、あるいはまた実感といふものも見ながら、今後についてはまた対処してまいりたい、かように考えております。

○竹内(勝)委員 最近の郵政事業の発展、郵便局の伸びは、世界の例から見ても非常に大きな伸びになっており、なつかつその利用者へのサービス、また全国の状況との連携、こういったものからオンライン化を進めておるわけでござりますけれども、このオンラインの進捗状況について、これは概略で結構でございますので、まずその状況をお知らせ願いたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 御承知のように、為替、貯金業務のオンライン化でございますが、昨年の八月から神奈川県下の郵便局を手始めにいたしまして、オンラインシステムの導入を始めまして、その後次々オンライン化の局を増加させてきたわけでございます。現在、神奈川県及び埼玉県下において、いままで約五百の郵便局で、通常貯金、定期貯金、定期貯金及び預金などの送金サービスにつきましては、オンライン化された地域がある程度広域となりまして初めてオンラインの効果を發揮するわけでございますので、これにつきましては、大体五十六年度以降オンライン化することが可能となると考えておるわけでございまます。

さらに、郵便為替、郵便振替などの送金サービ

スにつきましては、オンライン化された地域がある程度広域となりまして初めてオンラインの効果を發揮するわけでございますので、これにつきましては、大体五十六年度以降オンライン化することが可能となると考えておるわけでございまます。

さて、いまの御説明のように、恩給の事務であるとか利子記入であるとか、その利用者へのサービスとして現在計画を進めておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 このオンライン化に伴いまして、いまの御説明のように、恩給の事務であるとか利子記入であるとか、その利用者へのサービスとして、大体五十六年度以降オンライン化することができるようになります。しかしながら、一般的の市中銀行等における、都市銀行との連携というものが今後どうなっていくのか、こういったものへの衝撃はかなり出てくるのではないか。それと共に存していこうとしておるのか、あるいはそれを上回って、郵局が世界にも例

のないほど非常に大きく伸びておる中で、どういう考え方で、既存の民間金融業者との調和をどうとつてやつていくかとしておるのか、そういう面も含めて、今後の構想をもう一度御説明いただきたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 まず、民間の金融機関に対する衝撃というようなお尋ねでございますが、すでに民間金融機関は大多数のものがオンラインサービスを実施しているわけでございまして、郵便貯金業務の方がむしろおくれをとつておる、こういう形であろうと私どもは認識しております。

したがいまして、民間金融機関のオンラインサービスといふものも十分参考にしながら為替、貯金業務のオンラインサービスを私どもいたしましては今回実施に踏み切ったわけでございますが、これの全国ネットワークが完成いたしますのは大体五年計画でございまして、まだまだ全国にサービスをあまねく行き渡らせるには相当の時日を要するわけでございます。

また、民間に対する衝撃と申しますと、よく私ども言われることは、郵便貯金のシェアがどんどん民間金融機関に比して大きくなつてきているのじやないか、こういった面での脅威といいますか、そういったようなことを時に言われることがあるわけでございますが、そういった理解の上に立つて申し上げますと、このオンラインサービスによりまして顕著に出てまいりますメリットと申しますのは、やはり事務処理の迅速化と、併せて利子計算も速くなりますし、そういった迅速化ということ、効率化といふことが主体でございまして、いわゆる預金面で問題視される定額貯金、これは郵便貯金の中で八五%を占めておるわけでございますが、この定額貯金といふものにつきましては、ほかのサービスに比べましてそれほど大きな変化はございませんので、そういふた面では民間金融機関が心配をされるようなことは余りないのでなかろうかと考へるわけでございます。

それから送金決済業務につきましては、先ほど

申しましたように五十六年度以降ということを考えておるわけでございますが、そういった送金決済業務といふようなものが全国ネットワークになりましたサービスが行われるという段階におきましては、現在、ごく最近でございますが、民間金融機関の方でも、そういう送金決済業務について横の連携をとつて全国ネットを張るというようなことも行われてきておるようでございますが、そういう問題といふゆる連携といふような問題もあるいは一つの課題といいますか、一つの話題となるかもしれないと思うわけでございます。

ただ、私どもいたしましては、現任まだそのオンライン化が緒についたばかりでございますので、そういうた民間との連携と申しますか、こういったものについてはまだ検討する段階になつてないわけでございますが、仮にそういうたことをいたすといたしましても、やはりその必要性あるいは妥当性といふものも幅広く検討する必要がございますし、また現実問題としては、法制上の問題であるとか技術的な問題であるとかいろいろとあらうかと思いますので、現段階では何とも申し上げかねるわけでございます。

○竹内(勝)委員 それでは、預貯金金利の面で若干お伺いさせていただきます。

公定歩合引き上げに伴いまして去る五月七日より正式に決定、実施されておりますが、この金利引き上げに關しまして、今までの経過を含め、

内容を最初に概略御説明いただきたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 金利の改定の問題でございまして、これは先月公定歩合が引き上げられました方がよいのか。その預け入れた時期や、あるいは今後払い戻していくという時期等いろいろあるわけでござりますけれども、いろいろ複雑で、一般的新聞報道におきまして申し上げますと以上のようなことでござりますが、大体これは五十三年四月以前の金利水準にそれぞれ戻った、こういう形になつておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 それで、この金利引き上げに伴つて今後預金者としていつの時期に預けかえをしたい方がよいのか。その預け入れた時期や、あるいは今後払い戻していくという時期等いろいろあるわけでござりますけれども、いろいろ複雑で、

一般的の新聞報道におきまして申しますと、そのままであるかと思うわけでございます。ただ、今回金利改定後の水準と申しますのは昨年の四月二十四日以前の金利水準と同様と先ほど申し上げましたが、したがいまして、五十三年四月二十四日以前にお預けになつたものは、そのときの金利と現在の金利が同様でございますから、そのまま預入を継続された方が、期間が経過するだけ上がるわけでござりますから有利である、ますこのことが言えると思います。

それから、二点目といたしましては、五十三年四月二十五日から同じく五十三年十一月三十日までに預け入れたもので今回の金利引き上げ以降、つまり五月以降おむね二年以内に払い戻される予定のものは、やはりその間に期間が経過するに従つて金利が上がっていく。これが新金利で預けかえられるよりも期間が長いわけでございますから、比較してみると、預け入れをそのまま継続された方が有利である、こういうことでござります。

そこで、それ以外のものでございますが、五十

どもの方もその動向を見ながら検討をしてきたわ

けでございますが、民間金融機関の金利がガイドラインが決定いたしました段階で、私どもも先月末に郵政審議会に金利の改定案をお諮りいたしまして、その答申を得ました上で五月七日から金利

の引き上げを実施したわけでございます。

具体的な金利の引き上げ幅といたしましては、通常貯金が〇・四八%引き上げまして二・八八%になる。積立貯金は〇・七二%引き上げまして三・七二%になる。定期貯金は、預入期間別に申し上げますと、六ヵ月以上が〇・七五引き上げで五・七五%，以下同様に、一年以上が〇・七五引き上げで五・〇〇%，二年以上が〇・七五引き上げで五・五〇%，かようになつております。また定期預金は、〇・七五%引き上げまして六ヵ月のものが四・五〇%，一年ものが五・二五%，かようになつております。

主要なものにつきまして申し上げますと以上のようないふことござりますが、大体これは五十三年四月以前の金利水準にそれぞれ戻つた、こういう形になつておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 それで、この金利引き上げに伴つて今後預金者としていつの時期に預けかえをしたい方がよいのか。その預け入れた時期や、あるいは今後払い戻していくという時期等いろいろあるわけでござりますけれども、いろいろ複雑で、

一般的新聞報道におきまして申しますと、そのままであるかと思うわけでございます。ただ、今回金利改定後の水準と申しますのは昨年の四月二十四日以前の金利水準と同様と先ほど申し上げましたが、したがいまして、五十三年四月二十四日以前にお預けになつたものは、そのときの金利と現在の金利が同様でございますから、そのまま預入を継続された方が、期間が経過するだけ上がるわけでござりますから有利である、ますこのことが言えると思います。

それから、二点目といたしましては、五十三年四月二十五日から同じく五十三年十一月三十日までに預け入れたもので今回の金利引き上げ以降、つまり五月以降おむね二年以内に払い戻される予定のものは、やはりその間に期間が経過するに従つて金利が上がっていく。これが新金利で預けかえられるよりも期間が長いわけでございますから、比較してみると、預け入れをそのまま継続された方が有利である、こういうことでござります。

三年四月二十五日から十一月三十日までの預け入れのもの、いま申し上げましたものでございますが、これでことしの五月以降大体二年以上お預けになるもの、それから昨年の十二月一日からことしの五月六日までに預け入れられたもの、こういったものにつきましては預けかえをされた方がいい、それぞれの期間によって有利となるものがあるということが概括的には言えるわけでございます。

ただ、個々具体的なものにつきましては、今後たるものも伺いながら郵便局の窓口で御説明をするということが妥当かということで私どももそのように指導し、またPRもしてまいった次第でござります。

たわけですけれども、その期間はないのですかと
いうことです。

たわけですかけれども、その期間はないのですかと
いうことです。
○佐藤(昭)政府委員 五十三年の十二月一日から
ことしの五月六日までにお預けになつた旧金利の
定額の預金につきましては、お預けかえをなさつ
た方が大体有利であるということが申せようかと
思ひます。ただ、大体と申しましたのは、やはり
早目に払い戻しをされるとかいうような場合に
は、これは定額貯金の性格上、六ヶ月ごとに金利
が上がつてまいりますので、そのところが非常に
に凹凸がございまして、お払い戻しになる時期に
よりまして若干損得が出てまいる場合がございま
す。そこで大部分という申し上げ方をしておるわ
けでございます。

いうものは、わが国にとりましてこの郵政事業の中でも最も地域住民に密着したものであり、多くの人々から親しまれております。そこで、現在この特定郵便局の、地域によってでございまするが、統合であるとかあるいは撤廃というような意見もあるやう伺っておりますけれども、そういう特殊事情ということをございますが、しかし、今後の発展といふものを含めてどのように考えておられるのか、その実態と今後のお考えを御説明いただきたいと思います。

○江上　貞　政府委員　特定郵便局の撤廃あるいは発展といふものについて、その実態と今後の方針とも含めてという御質問でござりますが、最近聽いておりますのは無集配の特定郵便局がほとんどで

いのではないかというような点を感じるものもあるわけでございます。またその状況によっては、たとえば過去において自分の土地を、自分の家を提供し、そして特定郵便局として発足していった、そういうたところの人が、郵便局長さんが定年になつて、その後、たとえば自分の家族の者とかあるいは関係の者をそいつたものになつていつていただたならばというような意見もいろいろとあるわけではございますけれども、しかしこういった重要な立場でござりますから、そう自分の考え方だけで進めていくようなものではない、こう感じるわけですが、私はこの待遇の問題、内容に関して、やはり地域で重要な立場として今後ますます地域住民に本当に賣ばれてい

○竹内(勝)委員 いまの定額貯金に關して、郵便局に占める割合というものはこの定額貯金、非常に利用者にとりましては、いろいろと多くの人たちがこれを利用して、かなりのものになつておるわけでござりますが、いまの御説明で、今後預け入れる期間は關係なく、またいままでのことも、いつ払い戻すかという期間は關係なく、昨年の十一月三十日以後に預けたものは、五月七日までのものならば、これはもうそのまま預けかえた方が有利であるというように私受け取つたわけでござりますが、それでよろしいのでしょうか。

○佐藤(昭)政府委員 ちょっと私の御説明がくど

○竹内(鷹)委員 ですから、わざかな期間でござりますから、じゃ今後どの以内で払い戻しをされる方はもうやめておいた方がいいですよ、あるいは払い戻しが何ヵ月後になるということがあるならばこれは完全に預けかえた方が有利ですよという期間が必ずあるはずです。その期間を示してほしいのですよ、そんなあいまいなことじゃなくして。これは大事なことですからね。

○佐藤(昭)政府委員 私、非常に細かく申し上げましたので、かえって御理解を得にくかったかと思いますが、いま申し上げましたうち、本年四月一日から五月六日までの預入のものはまずお預け

ござりますけれども、最近は主として都市及びその近郊発展地等で取扱量の比較的多い地域を対象としていたしまして、必要度の高い地域から逐次設置をいたしてまいっております。今後とも設置につきましてはこのような方針を維持してまいりたいというふうに思っております。

なお、廃止でございますが、炭鉱の閉山あるいは鉱山の閉山あるいはまたダムの建設によりまして地域が水没をいたしまして、住民の方がほとんどいなくなるというような場合、また地域の衰微等に伴いまして業務量が激減をする、その結果施設効果が著しく減少をしてしまうというような場

くようなものでなければならぬと思ひますので、その面の状況と、それからお考え、今後どういうようによくしていきたいというようなお考えを持つておるのか、その点をひとつ……。この点は重要な、みんな注目しておるものでございますので、ひとつわかりやすく御説明いただきたいと思ひます。

○住守政府委員 先生から特定郵便局長の重要な役割りにかんがみましてのその処遇について各方面からのお尋ねがあつたわけでございますが、まづ定年などの点でござりますけれども、御承知のとおり国家公務員一般が定年制という制度として

くて御理解しにくかったかと思いますが、昨年の四月二十五日から昨年の十一月三十日までに預け入れをされたもので、ことしの五月に、さてどうしようかと考えられた場合に、なおこれから大体二年以内で払い戻し予定だというようなものについてはそのまま預けかえをなさらないでお預け放しのままの方が有利である、こういうことでござります。それで御理解いただけましたでしょうか。

かえりただいたい方が有利というふうに言えるかと思ひます。

○竹内(騰)委員 まずとか大体とかとなると、じやその期間、たとえば半月間くらいは出さぬ方がいいのかということになるわけですから、それを私は言つてはいるのであって、いいです、それは細かいことをまたよく国民の皆さんにわかるように、ぜひ国民に愛される郵政事業としての御活躍のほどをお願いしたいと思いますが、時間の関係でこの問題だけやっておれませんので、次に移ります。

そこで、特定郵便局に関して若干お伺いをさせていただきますが、この特定郵便局の占める位置と

合に限りまして、廢止をいたしましたり、あるいは移転をいたしましたりしておる場合がござります。最近五ヵ年間について見ますと、廢止をいたしました特定郵便局は約三十局程度ございます。
○竹内(勝)委員 そこで、今度はこの特定郵便局の内容に關して若干お伺いさせていただきます。たとえば給与であるとかあるいは定年の問題、幾つも重要な問題がございますが、特に郵便局長さんとの給与、定年の問題、あるいはこういう人たちの他の公務員の人と比較して、たとえば学校の先生やあるいは一般の地方公務員の方と比較して、非常に重要な立場におるにもかかわらず待遇の面におきましてはその状況によつては恵まれて

はまだ実施されておりませんので、私どもの郵政省の中ではいわゆる勧奨による退職という方法でやつておるわけでござりますが、この特定郵便局長の勧奨退職の最高限度と申しますか、そういうものにつきましても、特定郵便局の特有な性格、あるいは特定局長が長く地元におつて、ほとんど無配属特定局でございますので、相当高年齢になつても十分地域に密着した職能を果たし得るとか、いろいろな面を十分踏まえまして、これを最高六十八歳といたしておるわけでございまして、普通の郵便局の管理職の場合と大体十年ぐらいの違いというのを設けておるわけでござります。もちろん、そういう中で、健康その他の事情によつ

○竹内(勝)委員 そこで、今度はこの特定郵便局の内容に関して若干お伺いさせていただきます。たとえば給与であるとかあるいは定年の問題、幾つも重要な問題がございますが、特に郵便局長さんの給与、定年の問題、あるいはこういう人たちの他の公務員の人と比較して、たとえば学校の先生やあるいは一般の地方公務員の方と比較して、非常に重要な立場におけるにもかかわらず待遇の面におきましてはその状況によっては恵まれて

ものにつきましても、特定郵便局の特有な性格、あるいは特定局長が長く地元において、ほとんど無集配特定局でございますので、相当高年齢になつても十分地域に密着した職能を果たし得るとか、いろいろな面を十分踏まえまして、これを最高六十八歳いたしておるわけございまして、普通の郵便局の管理職の場合と大体十年ぐらいの違いというのを設けておるわけでございます。もちろん、そういう中で、健康その他の事情によつて

第一類第十一号 遠信委員會議錄第十一号

通信委員会議録第十一号 昭和五十四年五月

一
四

てその職務が十分遂げられないという方につきましては、その中で勤業退職ということでおやめになつていただくという例もあるわけでござりますが、これを他の教育公務員とか他の地方公務員等々と比べてどうかということでございますが、そういう方面、まだ実情をつまびらかに知らないわけでございますが、やはり特定局長らしい定年勧奨年齢ではなからうか、このようにとらえておる次第でござります。

すけれども、これは特定郵便局長は管理職でございますので、管理職俸給表の適用を受けるということです。したがいまして、まず管理職の五級、四級、ごく一部が三級、こういうふうな管理職の俸給表の適用を受ける特定局長グループに位置づけておるわけでございます。したがいまして、部下の数は普通局と比べては非常に少ないわけですが、すけれども、地域の中で非常にリーダーシップのもとにきめ細かいサービスをやつしていくいただくことで、特定局長のその自己責任のもとにそういう処遇等についても十分分配職をしていく、こういう考え方で立つておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 次に、ちょっと時間の関係でもう一点お伺いさしてもらいます。目の不自由な人に對しての盲人用の点字を掲げた書物、そういうものに關していわゆる郵便法第二十六条の中に「盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの」あるいは「盲人用の録音物又は点字用紙による内容とする郵便物で、省令の定めるところによ

り、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの」等、こういうようなものの「第四種郵便物で第一項第二号及び第三号に掲げるものは、無料とする。」こういうものがあるわけでございますが、全国におきまして二十数万人といわれるこの目の不自由な人に対して、そういう面で恩恵という形でこういったものが行われておるということは、そういう方面の人たちから非常に感謝をされておるわけでございます。

同時に私は、この問題を考えるに当たりまして、家庭なり関係者なり、いわゆる目は不自由ではございません普通の正常な人たちが、同じようにはそういう目を不自由にしておる人たちを持つておるという関係から、やはりそういうものを利用していくべきだ、及び家族の人も含めていきますと、今度はその点字のみではなくして、目を自由にし、なおかつ口においてもあるいは耳においてもそういった不自由な方に対しては、これはもうその家族の人と対話すること自体もやはり点字とそれから今度はその点字を含めて活字、普通の人たちがその人と対話をしていくためには、その活字と点字とが入りまざったそういう書物なり、あるいは最近におきましては点字カレンダーやとか正視点字早見表というようなものがつくられておるわけでございますけれども、こういうものまでもこの郵便法第二十六条の中に含めていったならば、この恩恵を受けている人たちは非常に喜ばれていくのではないかと思いますし、またそういう要望というものが私のところへも来ておりまして、ぜひこの点を御検討いただきたいと思いますので、その辺の現在の実態と今後のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○江上(貞)政府委員 現在の実態と今後の考え方でございますけれども、昭和四十五年十月の実態調査では、これは厚生省の調査資料によりますと、視障害者の方が全国でおおむね二十五万人おいでござりますけれども、

次に、御指摘の第四種盲人用無料郵便物には、
盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの、
盲人用の録音物及び盲人用の点字用紙を内容とし
たものがあるわけでございますが、昭和五十二年
度でこれらの引受郵便物はおおむね二百二十万通
でござります。

りさばき人に支払います手数料につきましては、その手数料率がそれ以来法定化されてまいつたるものでございます。ただいままでの手数料率を何回か当委員会にお諮りいたしまして改正をさせさせていただいたわけでございますが、国会におきますとしても、これを法律から外したらどうかという指摘をいたいたいこともございます。その結果、いろいろと検討してまいったわけでございますが、他の類似の手数料、たとえば、たばこでござりますとか塩、公衆電話などといったものを見てみると、現在法律で手数料を定めているもののはございません。それぞれ省令でございますとかあるいは通達、公示といったものによつて定められておるわけでございまして、なおあわせて手数料率を社会経済上の変化等に容易に即応させるには、省令の方が便宜でもあらうかというふうに存じまして、この際売りさばき手数料の定め方を法律へ省令に委任させていただきたいということでお

白にし、なれか「口にあしてあるいは耳におおしてもうその家族の人と対話すること自体もやはり点字とそれから今度はその点字を含めて活字、普通の人たちがその人たちと対話をしていくためには、その活字と点字とが入り混ざつたそういう書物なり、あるいは最近におきましては点字カレンダーやとか正視点字早見表などいろいろなものがつくられおるわけでございますけれども、こういうものまでもこの郵便法第二十六条の中に含めていったならば、この恩恵を受けている人たちは非常に喜ばれていくのではないかと思いますし、またそういう要望というものが私のところへも来ておりますので、ぜひこの点を御検討いただきたいと思ひますので、その辺の現在の実態と今後のお考えを

卷之三

になるということになつております。次に、御指摘の第四種盲人用無料郵便物には、
盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの、
盲人用の録音物及び盲人用の点字用紙を内容とし
たものがあるわけでございますが、昭和五十二年
度でこれらの引受郵便物はおおむね二百二十万通
でございます。
そこで、先ほど御指摘のように、現在郵便法第
二十六条に「盲人用点字のみを掲げたものを内容
とする」という規定がございまして、問題はこの
「のみ」というのを多少彈力的に解釈してはどう
なのかという御指摘ではなかろうかと思ひます
が、私どもいたしましても、点字以外のものが
記載されていれば一切だめだというふうには考え
てはおりません。この制度の趣旨からいたしまし
て、盲人の方が郵送されましたものを使用し、整
理し、あるいは保管するに当たりまして、御家族
の方など盲人以外の方の御協力を得るため必要な
最小限度の印刷はこれを認めざるを得ないのでは
ないかというふうに存じまして、たとえば活字で
印刷された目次でございますとか、点字の読み方
「一覧表」というようなものにつきましては「盲人用
点字のみを掲げたもの」、法律上それとして取り
扱つてきているところでございます。法文の趣旨
からいたしまして、弾力的に過ぎる取り扱いもい
かががかと存じますし、余りにかたくなな取り扱い
もいかがかというふうに存じまして、将来ともた
だいま申し上げましたような方針のもとに運用し
てまいりたいというふうに存じて、いる次第でござ
います。

○竹内(騰)委員 それでは最後に、切手売りさばきに關して、手数料
を値上げするに当たつて省令で定めるよう、こ
ういう改定を考えておるわけでございますけれど
も、その理由をお聞かせください。

○江上(貞)政府委員 御承知のとおり、本法は昭
和二十四年に制定されたものでございますが、売

りさばき人に支払います手数料につきましては、その手数料率がそれ以来法定化されてまいつたるものでございます。ただいままでの手数料率を何回か当委員会にお諮りいたしまして改正をさせさせていただいたわけでございますが、国会におきますとしても、これを法律から外したらどうかという指摘をいたいたいこともございます。その結果、いろいろと検討してまいったわけでございますが、他の類似の手数料、たとえば、たばこでござりますとか塩、公衆電話などといったものを見てみると、現在法律で手数料を定めているもののはございません。それぞれ省令でございますとかあるいは通達、公示といったものによつて定められておるわけでございまして、なおあわせて手数料率を社会経済上の変化等に容易に即応させるには、省令の方が便宜でもあらうかというふうに存じまして、この際売りさばき手数料の定め方を法律へ省令に委任させていただきたいということでお

ないかというふうに存じまして、たとえば活字でないかといふふうに存じまして、たとえば活字で印刷された目次でござりますとか、点字の読み方一覧表というようなものにつきましては「盲人用点字のみを掲げたもの」、「法律上それとして取り扱つてきているところでございます。法文の趣旨からいたしまして、彈力的に過ぎる取り扱いもいかがかと存じますし、余りにかたくなな取り扱いもいかがかと存じまして、将来ともたいたいま申し上げましたような方針のもとに運用してまいりたいというふうに存じておる次第でございます。

を上げていくことができるようになつてしまつたのでござりますけれども、それがああいつた形にてござりますけれども、われわれはこれに反対したわけでござります。私どもはこれに反対したわけではございませんが、さらにもうひとことは五月二十日に鉄運賃が再び大幅に上がつてゐた。国民生活

与える影響といふものは非常に大きいわけでござりますし、私鉄と比較したならば、二倍、三倍というところがざらに出てきておる。ですから、私鉄の沿線のところへ引っ越していくとか、あるいは学生などはそういうところへ下宿を探していきと申します。私がこの論議を進めるのは、今回のものはこれは皆さんが喜んでもらえる形でその手数料を上げていく形でございますから、何らこれに異論をはさむものではございませんが、こういった考えがさらに進められて国民にしわ寄せになつていくようなそういうものにまで拡大していったならば、もはや国会、国民から選ばれた国会議員によって審議をしていくつまり議会制民主主義の崩壊につながっていくと言つても過言ではないほどのそういう事態になつてならないがゆえに、その辺の歴史だけはどうか郵政大臣としてきちんと考へをはつきりとさせておいていただきたいわけでございます。その御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終ります。

○白瀬国務大臣 御指摘の点については、十分

されおつたと伺いますが、私も同様な考え方でござりますが、と同時に、たびたび白瀬大臣が國

会の中におきましてお答えになつております事例を引き出しまして、具体的な措置というものを

行政責任は郵政大臣にあるわけですから、私はそのことを申し上げておるわけでありますけれども、今度の紛争については、長い間の経緯や歴史

もあるかもしませんけれども、労使双方でお互いに話し合いをして正すものは正していくといふことで進まなければ解決できないのだ、これを解

決して初めて国民に対して責任を全うすることに

なるのであるというふうに私は理解をいたしております。しかし、それがまだ解

決していないということは、まだ国民に対して責任をとったということになるのだ、こう解釈してもいいのじゃないかと思います。

そこで、それとは別に経営的な責任と申しますか、そういうものを具体的にどうおとりにならうとしているのかという点が残るわけであります

が、それに先立ちまして、守住人事局長は、正すべきものは正す、どういうことをたびたびおっしゃつておられるわけでございます。正すべきものがあつたのかどうか、なかつたのか、その点は人

事局長からひとつお答えをいただきたい。

○守住政府委員 お答えを申し上げます。

いろいろな問題が提起されておりまして、中心になりますのは不当労働行為、公労委に出ており

ますよな問題、あるいはその横にある七千件、六千件というふうな問題、こういうのがあるわけ

になります。現在公労委事案につきましては公労委の場で、いろいろ私どもの準備と申しますか

で申し上げましたように、具体的ないろいろな例がござります。下館郵便局その他のそういうものに

つきましては、いろいろ処分等を含みます措置あるいは指導矯正上の措置等々を具体的にも行って

おるところでございます。しかしいずれにいたしましても、大きな基本的なところは労使が理解を

持つということでございます。今回の紛争の争点がいろいろ人事制度、任用制度等の非常にむずか

しい基本にかかる問題でございますので、基本的にかかわるところではお互いの見解の食い違いといふ

ものがなかなか多いわけでございますけれども、その中にありますいろんな身近な問題から話しあふふうに考へているわけであります。

○野口委員 そういうふうに考へておられますと、今日では省のお

つしやるところの、いわゆる省のおつしやるといふよりも大臣のおつしやるところの、責任を全う

しているといふことは言えないといふことでござりますね。いかがですか。

○白瀬国務大臣 全うしている、全うしていない

というよりも、省の方の立場で申しますと、なあ

この解決に向かつて努力をしているといふことでござります。

先ほど米田委員からも、今回の処分という問題に関連いたしまして、郵政省自身にも当然責任があるわけであつて、その責任に対しても具体的にど

うふうに考へておられますと、現時点では正すべきものとは何もないということですか。たゞ

たびあなたが答弁でおっしゃつておられます正すべきものは正すという、その正すべきものという

のは今日の時点ではないのですか、あるのですか。

○野口委員 言葉を返して失礼ではあります

が、お答えの内容から考へまして、労使双方でお

きましては、それぞれいろいろな処分等を含めますところの、あるいはまた指導、矯正等々の措置

を具体的にやつておるところでございます。

○野口委員 そうしますと、現時点では正すべき

ものというのは何もないということですか。たゞ

たびあなたが答弁でおっしゃつておられます正

べきものは正すという、その正すべきものという

のは今日の時点ではないのですか、あるのですか。

○野口委員 非常に残念な答弁なんでありますけ

れども、郵政省はどう思つておられるのか知りま

せんけれども、少なくとも今日まで労使紛争が十

何年間続いて、特にマル生問題と言われておりま

すところのこの種の事件につきましては非常に長

い歴史を持っておるわけであります。そして省の

方も、不当労働行為は一切やらない、あるいはそ

れに類するとも一切やらない、その指導徹底を

行なっています。こういう言葉はたびたび聞いておつた

だけれども、しかし残念ながら今日明らかにな

つてないとは言いながら、少なくともそういう
案件について多くの事案が出てるということになりますと、これは正すべきものを正していない
回のこの問題が生じたとは思えないのですが、
す。したがって私は、人事局長の答弁としては正
すべきものというものは当然あるだろう、しかしそ
の中にあってまだ具体的なものというはつかめ
ていない、こうおっしゃるならともかくであります。
すけれども、前段として正すべきものがなかつた
ようなふうにとられるような御答弁があるといふ
ことは非常に残念なんであります。少なくとも今
回の紛争が出てきたこと自体においても正すべき
ものが正されていなかつた、こういうように私は
理解をするわけでありまして、その意味でも、今
回の紛争が生じたということだけでも私は省側に
幾ばくかの責任が当然あつたと追及せざるを得な
いと思いますが、この点はいかがでしよう。

○守住政府委員 先ほども申し上げましたよう
に、不当労働行為の審査案件とか、特にまた七千
件、六千件と称するものがあるということでござ
いますので、その問題の解決の処理の中でいろいろ
中央で分類整理をいたしまして、地方郵政局を
中心として労使で話し合いを進めたい、こう思つ
ておりますが、そういう関連の中で事実関係等を
調査して正すべきものがあればそれはやはり正し
ていこう、こういう方針をとつておるところでござ
ります。

また、先生おっしゃいましたいろいろ今まで
の確認の不十分さというふうな面もあるわけでござ
いますが、私ども何が正当な労働組合活動かと
いう物の見方、あるいは人事差別と称するものの
物差しの物の見方については、これは見解とか立
場の違いとかいろいろあるわけでございますが、
しかし私どもとして、従来の労使間の特に不当労
働行為関連での確認というものについては、なほ
今回を教訓といたしましていろいろ指導を強化し

ておる、こういう状況でございます。
○野口委員 私は、そのおっしゃておられることは理解できないわけではないのですけれども、郵政当局が今日までとてこられたいわゆる労務対策と申しますか、その中にありますて、一つは省自身が謙虚に事例を受けとめるという姿勢がなかつたのではないだろうか、このような気がしてなりません。

〔委員長退席、久保(等)委員長代理着席〕

いまお答えの中にも散見できるわけでありますけれども、たとえば私はいろいろな事例について意見が対立しておることは認めます。また立場も違いますからその解釈も違うであります。しかし、他の三公社四現業に見られない事態がわが郵政当局にあるわけであります。労使紛争が他の、俗に言う公労法適用組合の中にも存在をしているかというと、今日の時点では、多少はあっても郵政などの事例はないわけであります。ところが、郵政だけが特異な労使紛争をやらなければならぬほどの事態が存在しておるということは、これは労働組合に一〇〇%理由があつて郵政省側は何もない、ゼロだ、こうおっしゃり切れるだけの自信がおありなんですか。そのところも謙虚に受けとめておられない事例があるのではないかだろうか。こういう紛争が十何年間続いているといふとそれ自体にも幾ばくか責任があるのでないですか。だから、正すべきものは正すとおっしゃいますが、正すべきものというのは労使双方の紛争が始まつたときにすでに存在していたのではないとか、正すべきものは省側にもあつたのではないかということを申し上げたいのであります。ただ済んでから、この事例はどうだ、あの事例は組合側と主張の相違があるからこうだ、そういうった言いわけではなくて、今日の紛争が起つた原因を究明していく場合において、一〇〇%労働組合側のその理由があつたのだ、こういうことは言い切れますか、どうですか。

○守住政府委員 私ども、先生おっしゃいますように一〇〇%、私の方の現場の問題題がすべて正し

いとは毛頭考えておらないし、受けとめておらないわけでござります。また、基本的な問題でございますけれども、私どもの指導の仕方が果たして現場に十分浸透しておったかどうかという点につきましても、今回のこといろいろ教訓として認識を深めながら、その指導の強化なり何なりには取り組んでいかなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

○野口委員 そうならば、すでにその正すべきものが存在しているじゃありませんか。そのいままで徹底していかつた部分をさらに徹底すべきものがあるということは、正すべきことでしよう。あなたは調査をしたりあるいは今後の経緯を見なければ正すべきものがわからないようにいまおっしゃいますが、すでに正すべきものが存在しているじゃありませんか。つまり、今まで指導したことあるいはいろいろと下部へ伝達したことがありますから、そのことについては明らかに省側のミスであったあるいは指導上の責任があつたということだとお認めにならないわけですか。その辺が明らかにお言葉として出てこないところに私は不信を抱くのでございます。

なぜかと申しますと、すでにその問題が起こつていただき中になりました、またまた不担当労働行為の問題が各務原東郵便局で発生いたしております。これは事実を調べましたところ、何かテープにてられておったようでありまして、今日明確になつておるようではありますけれども、その内容は相も変わらず、全廻を脱退してよそのところに行けということを郵政局の人管課長代理という役職にある人が示唆をしている。こういう事例が東海郵政局内で起こつておるわけであります。そういたしますと、いま人事局長がおっしゃつておりますように、そういう事例をなくしていかなければならぬ、指導の徹底を図るということは全くそらくとにかくすぎないのであります。いまこういつた問題を処理しようとお互いに労使が話し合つて解決しようと言つているさなかに、こういつた不

当労働行為事件が起こっているということは一体どうしたことなのですか。その点について省は、こういう不当労働行為についておやりなさいといふ指導をしているのですか。どうですか、人事局長。

○守住政府委員 具体的な各務原東の事件については公労委に提訴された次第でござりますので、その具体的な内容、背景その他もろもろのことについては十分調査をいたさねばならぬと思つておりますが、一般的に見ました場合、こういうふうに疑惑を招くような、提訴を招くような事案が出来たということは、私どもとしても非常に残念に思つておる次第でございまして、冒頭申し上げましたような指導がまだ完全に徹底しておらぬ、いろいろ背景、事情はあるかもしませんけれども、そういうのが提訴事案に出てくるということは非常に残念だ、また徹底もしていないということを痛感いたしておるわけでございます。

ちょっととあれになりますが、正すべきものは正すという意味で冒頭申し上げましたのは、何と申しますか管理者の責任、具体的な指導、処分等の措置をとるという意味で具体的な例を幾つか申し上げたわけでございますが、基本的には、いま先生がおっしゃつておられますように、私どもの現場管理のあり方につきましていろいろ今回の話も聞いておりますので、わが方の管理者のそれなりの立場、事情も一方ではあるわけでございますけれども、もっと多面的に認識を探めていて、不信感の起こらないような対応措置につきましての指導を徹底させていかなければならぬ、こう痛感しております次第でございます。

○野口委員 時間が余りありませんから具体的な事例を御紹介するわけにもいきませんけれども、ちょっとと読ませていただいただけでも、ビールを一ダースそしてシャープペンシル、それから福田何がしという者が書いた「全通を取る」という本を贈呈いたしまして、君に期待している、脱退工作をしろといふやうな指導といいますか教示を行っているわけであります。そして最後には、そ

それが失敗に終わりましたならば、逆に、またチャンスをつくってやればよい、それから、あなたの身分は郵政省で見てやる、だから一生懸命やれ、郵政省があなたの身分は守つてやるのだから多少のことがあつてもやれ、こういうことを公言しているのがテーブレコーターにとられてあって、その内容が明らかになつておるのであります。もろ一必要であるとするならばテーブをお聞かせしてもよろしくござりますけれども、こういう具体的な問題が今日の時点においてまだ発生しておるのあります。

そこで、その次の問題に移りますが、それらの問題をひつくるめまして、郵政省が今日持つておられます一つのアキレス腱といいたしまして、任用、昇格、給与の面においていろいろ格差のある職場に働いておる、このことは人事局長御存じのとおりと思ひますけれども、非常に格差のある職場の諸君は、内容的にはそういうものがあるということを知りつつも実は表には出ておらない部分があるかもわかりませんけれども、一つの職員の不満として潜在的に持つていることは事実であります。郵便事業、貯金事業、保険事業とそれぞれ性格の異なる三事業が合体した郵政事業であります。労働条件もそれぞれ違います。同じ外務職群俸給表といいたしましても、外務職群俸給表ということで働きかされております職員は、たとえば郵便職員の

郵便職員の御苦労に比べればやや労働条件は緩和されていると見て差し支えないのじやないでしょ
うか。あるいはまた内務職員の場合においても、郵便内務というものと保険の内務、貯金の内務とい
うものとの格差、同じく窓口に座っていてもその
中、片や郵便の窓口における繁忙、貯金、保険に
おけるところのお客様の出入り等々あるいはまた
それにつかわるところの手当の問題を含めまして、
基本的に洗い直さなければならない問題が存在するのではないかと私は思います。

加えて、主任の任用、主事の任用におけること
ろの任用基準の適用の問題も、またその特定郵便
局におけるところの、特に無集配特定局でもあり
まするけれども、主任とか主事の無配置局におい
ては、主任になれないと昇格ができない、
あるいはまた主事になれないと昇格ができない
対象になつていかないというような問題。そうして
ますと、特定郵便局で三十年勤めた者と中央郵便
局で三十年勤めた者が退職いたしました際に
は、年金において年額約七、八万円から十万円ぐ
らいの格差ができるのです。というのは、片
方は当務者のままで一生を終える、片方は主事に
昇格をして一生を終える、こういう格差があります
と、その三十年勤務をいたしました中にありま
して、年金額においておよそ七、八万から十万
ぐらいの格差が出てくるのです。この問題は、
あります。この問題。

あるいはまた中央局、あるいはまた貯金局、保
険局の非現業部門と無集配特定並びに特定集配部
門に勤務する職員間の問題、また任用に当たりま
しては、これは問題でありますところの特定郵
便局長の任用制度、ある日突然局長の息子である
がゆえに局長になっていく、その姿を職員は見えて
いるわけであります。自分たちが入ってくるとき
の苦労に比べれば、特定郵便局長になつていくそ
の姿を職員が見たときにはどのような気持ちでそ

れをながめるあります。そういった矛盾点を払拭するという努力をなさずして職員の勤労意欲を向上させるということは非常に問題があると思うのであります。

この際、私は質問という形をとりませんが、この問題については郵政当局も虚心坦懐に、こういった職員間のそれぞれの給与、昇任、昇格等の監路について打開をしていくような方策を、ひとつぜひともこの際、こういった労使関係の問題を解決するに当たりましてもお願いをしたいと思うのであります。この点まとめて、そういうような問題についてどのような姿勢をお持ちであるかと、いうことを人事局長からお伺いしたいと思います。

○守住政府委員 いま先生から郵便局におきます事業、三事業あるいは大局、小局の問題あるいはまたその中におきますところの給与はもちろんでござりますが、昇任とか昇格とかあるいは退職金に至るまでのよきな問題、いろいろ御指摘あつたわけでございます。確かに、いさざか個人的感懷も入るかもしれませんけれども、郵政事業三事業、共通業務もござりますけれども、三事業を一體的に運営をするという中で、同じ郵便局の中であそれぞの機能なり職能なり性格なり違った仕事があるわけでございます。そしてもちろん御承知のとおり、その基本である給与につきましては、給与特例法によりましてその職務の内容と責任の度合いに応じて、そしてまたその能率の發揮の状況に応じて給与といふものは支払わなければならぬといふ基本原則がござりますが、この問題、郵政省職員、郵便局職員全体の基本給といふことで三事業を行つておる、そしてそれに対し郵便は郵便らしくということで御承知の調整額とか加算額、大都市問題等もござりますが、この問題、人の努力いかんによつてこれは変わつてくるものでございますが、いろいろな給与制度等の絡みがある。しかし私ども、これは今回の新賃金の問題で募集手当等もある。ただしその募集手当もその本

につきましても最終的には調停委員長見解、仲裁裁定を受けまして、この全体の基準額の中で労使間では配分交渉をやっていくわけでございまして、それぞれ労使の物の見方、三事業の中において、労使のウエートづけ等々の問題も労使で十分議論し合ってやつていかなければならぬ。片や一方では郵便の方は御承知の赤字財政でございます。その中でも郵便らしいいろいろおっしゃいましたような手当ということについても考えていかなければならぬ。物の見方によりますと非常に複雑なものがあると思つておりますが、大体今までのところではおおむね総体の、年間の所得なり待遇という意味での待遇といふものは、三事業間ではバランスがとれておるのではないかどうか。奨励手当に關しましてはちょっと異例の特殊なものでございますけれども、しかしやはりそれは職員の仕事の努力次第というものもございますので、ここはここでやはり判断、考慮をしていかなければいかぬということをございまして、各般の御指摘があつたわけでござりますけれども、ひとつ職員の皆さんも余りまた他の方の、非常に今回の闘争を通じていろいろな不満の結果と申しますか、組織化といいますか、最近ではいろいろなイデオロギー的なものの言葉も入ってくるようござりますけれども、そういうことでなくて、やはり地に足をつけた、地域の皆さん方にサービスをしていく郵政職員としてのあり方というものを中心に据えてお互いが話し合つていただきたい。先生からのいろいろな御指摘の点もいろいろな中でどういう点で生かしていくのか、その辺の実態の状況等も十分調べながら今後に対処していくたいという気持ちでございます。

の期間、これはもう事業別にばらばらであります。局所別でもばらばらであります。一生かかっても主任になれない局所もあります。そうでもあります。無集配特定局では主任という職制がないところもあるんですよ。主任という職制がないところもあるんですね。たとえば、それが山間僻地で転勤とかそういうことが不可能な場合は、一生いかわればいいだとかあるいはまた転勤することによってそれをカバーするだとかいうものではなくて、何らかの措置をすることによって職員の勤労意欲を低下せしめないような措置というものが当然あつてしかるべきじゃないでしょうか。そういうやりやうのものが、実は郵政の中にはないんですよ。全国津々浦々、至るところにある郵便局、こういう業態というのは余りないと思います。東京にもある。そして山間僻地の非常にひびたところにも郵便局が存在をしておる、そういうふたまれに見る局所の存在。転在をしている状況などか、あるいはまた仕事の内容が非常に多岐にわたっているものを一つにまとめやつしている、こういうようなもの。たとえば特定郵便局においてはいわゆる三事業ひらくまつてやつているわけでありますから、必要とする知識ということになりますならば、広く浅く知つていなければ恐らくできないあります。これは単に税務署だけあるいはその他の公共事業の職員と違います。恐らく頭が一頭がといいますか、知らないければならない知識というのは、はたから比べれば非常に大きなものを持っていると思います。そういう特殊的なもの、しかも公衆と直接接している、そして大事な資産をお預かりしておる部分もある等々、いろいろないわば日本の行政の中におけるところの縮図みたいなものを郵便局が背負つて立つてゐるわけであります。

したがつて私は、こういった特殊な業態である郵政の職員の待遇というものは、本当に勤労意欲を起こさしめるような形にしていくためには、

まずはどこの局所に勤めていても平等であるといふことを基本に物を考えてもらわなければならぬのだと思うのであります。現在では人事局長はどういう考え方を持ちありますか。こういった問題がいわゆる職場の勤労意欲につながつてゐることをお考えになりますが、現在では人事局長は申し上げましたように、特定局の局長の任用問題というのを横でながめているわけであります。ある日突然郵便局長になつていくその姿を職員が見ているわけであります。そこで任用の問題を幾ら論説してみても、そのことを言つてみても、片方ではそういう事態があるではないかといふことを言われば、これはもう説得する要素はなくなつてしまふのであります。そのような事態を残しておいて、そして職員に勤労意欲をかき立てるような諸施策を幾らぶら上げてみてもむだではないか。もつと基本的に考えるべきものは本当に虚心坦懐に考え方をしていくべき姿勢が郵政省になればなりませんし、また労働組合の方からも、郵便労働者の労働条件などがある大都市の問題だとか、いろいろあるわけでございまして、これらについてはそういう両面からの、労働組合からのとのうのと、今回の闘争を通じましての職場、職員の実態も十分念頭に置いてこれに取り組んでいきたい。このように考えておるわけでござります。

○野口委員 余り時間がないので質問が飛び飛びになつてしまつて残念に思うのですけれども、この辺で本題の方に入つていただきたいと思います。売りさばき手数料の関係であります。今回省令で行う場合、一体何を基準に今後改定をしていくべきであります。どうか人事局長、先ほど私が數字的に見たところにおいては三事業の給与は平均的で、しかも妥当だと思うというようなありますからとお考えをお持ちにならないで、現場でははどういう実態になつてゐるかということをよく見てください。それはもちろん、保険の外務の中でも月収五十万を突破したいわゆる手当を取つてゐる人もいるでしょう。しかし、郵便のあの外務職員、排気ガスや交通事情の中をはい回つて仕事をしている諸君が非常に安い賃金で動いていること、事実なんですよ。そのことをある意味では平均化したような形で職員の勤労意欲をかき立てる、次のときにはどのような事態になつたら改定をするけれども、いまだとえどここで改定をする

ことはあります。昭和四十三年の参議院における通信委員会の中で、そのようなことを省側もおつしやつて、郵政審議会等を通じて云々という言葉があるわけでありました。これは大分古い話であります。その手数料の見直しを行つていいか、このように存じておるわけでございます。

○江上(貞)政府委員 審議会にお諮りするということにつきましては、先生十分御承知のとおり、審議会は郵政大臣の諮問に応じまして郵便事業等に関する重要な事項を調査審議する機関でござりますので、非常にたくさんのお問い合わせを改定するといったよな場合に、この審議会にお諮りするということも考え方でございませんで、むしろどちらかといえば集配請負の請負料と同じように、予算の整合性を図る中で人件費であるとかあるいはまた物件費といった

おなりになりませんか。ひとつ前向いた御答弁をわざわざお読みいただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○守住政府委員 非常に問題が多面的でございませんけれども、私が見る限りにおいては非常に不公平な状態というものが存在をしています。それが不満の底辺にあるということをお考えになりますせんか。あるいはまた、任用の問題で先ほどからも申し上げましたように、特定局の局長の任用問題というのを横でながめているわけであります。

おなりになりませんか。ひとつの御答弁をわざわざお読みいただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○江上(貞)政府委員 切手等の売りさばき手数料の改正は、社会的、経済的な諸情勢の推移を勘案いたしまして、売りさばきに要する手数に見合う額となるよう改定をしてきたわけでございます。

○守住政府委員 非常に問題が多面的でございませんけれども、その点をちょっとお聞きしたいと思います。わざわざお読みいただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○江上(貞)政府委員 切手等の売りさばき手数料の改正は、社会的、経済的な諸情勢の推移を勘案いたしまして、売りさばきに要する手数に見合う額となるよう改定をしてきたわけでございます。

ようなものの動向を勘案して決められていくといふ性格が強いものだというふうに存じますので、現在のところ、手数料を改定いたします場合に審議会にお諮りするということは考えていないわけでございます。

○野口委員 そういたしますと、この手数料を引き上げなければならないということを発案するとありますか、そのことを考え出すところは、郵務局内において先ほどおっしゃったような諸般の情勢を考慮してそこで考えていく、そこから発して措置をとる、こういうことになりますか。

○江上(貞)政府委員 立案元がどこかという意味では確かに御指摘のとおりでございますが、私も、ただいまでもかねがね売りさばき人の代表の方々とはお会いをいたしまして、御希望なども承っているところでございます。また郵便局あるいは郵政局の単位におきましてもそのような会合を持つておりますので、今後ともそのような会合を通じまして御希望も十分に承つていくこといたしたいというふうに存じておるわけでございま

○野口委員 そこで、ちょっと視点を変えます。が、いまの手数料は金額的な立場でそれぞれ定められておるわけありまするが、私は、この売り上げの状況を考えてみると、切手と印紙との手数料は別に考えていいのじゃないだろうか。いうふうな考え方を持つておりますが、その点は郵便局長としていかがお考えですか。

○江上(貞)政府委員 切手の手数料と印紙の手数料の算出根拠を違えてはいかがかという御指摘でございますが、これはそもそも売りさばき所ができたときでございますので大正の末でございますが、その当時は実は違つておつたわけでございました。それに算出の便宜もありまして、それからまた要する手間ということもいろいろ考えまして、同じ

手数料を適用するということにいたしたわけでござります。

今後どうするかということにつきまして、この点につきましては、だいまでにとつてきました措置を特に変えなければならないという事情が現時

点においては見当たりませんので、当分は現在の手数料の定め方を踏襲していきたいというふうに思つておるわけでござります。

○野口委員 郵務局長のところまで声が届いていないかも知れませんけれども、私は売りさばき所で売られている。非常に多額の資金を費やしているわけであります。そういうのは、たとえばいう部門についての売りさばき所におけるところの売りさばきのパーセントは、約六〇%が売りさばき所で売られている。非常に多額の資金を費やしているわけであります。そういうのは、たとえば

のようないかというふうに存するわけでござりますが、現在、月の買上げ額が二十万円以下のところが八〇%近いわけでございまして、御指摘のように非常に高額な売り上げが続発するというようなところは、パーセントは売りさばき所の場合はそんなには多くないわけでございまして、御指摘のところが八〇%近いわけではございませんが、一方、また、そのようなところが非常に多額を要するわけであります。そういうこともありまして、郵便局長は現場の状況を御存じないかも知りませんが、売りさばき人がたとえば十万円なら十万円を百万円欲しいというときは、必要に応じて郵便局へ飛んでまいりまして、郵便局になら、特定郵便局等はそれが特殊な払込手数料でございますから、そんなものを自己資金でいまして、またまた親局へ飛んでくるというような事態が日々現場ではござります。と

いうのは、お金を窓口で受け取るだけの値打ちのない手数料でございますから、そんなものを自己資金でいまして、もう少しく多額のものを払われるよう大蔵省等に働きかけるべきではないだろうか、こういう考え方を持つておりますが、その点は郵便局長としていかがお考えですか。

○江上(貞)政府委員 切手の手数料と印紙の手数料でございますから、そんなものを自己資金で払うということがなかなかむずかしいので、便宜お買いになる方から先に金をもらって、その金でもって郵便局へ買い付けに行くという実情が現在散在をいたしております。これは郵便局長は知つておられるかどうか知りませんが、そのような取り扱いが現場ではございます。

そこで私は、収入印紙については少なくとも一日や二日資金を立てかえることのできるだけの金利に見合うという立場から考えまして、切手とは多いわけではありませんが、そこで、そこにはポストが設置しなければ郵便切手類の売りさばき所ができないという考え方を基本に持つことは、誤りではないか。もつと売りさばき所というものは非常に持たせてはどうなのか。たとえば百貨店のたばこ売り場等にも切手類を売つてはどうなのとか、いろいろポストというものの存在を無視してでも切手類の売りさばき所の許可をする方針は多いわけではありませんが、そこにはポストが一個あって一人しか認められない。いわゆるポストが一個あると、そのぐるに幾ら登記所のそういう関係の仕事をする人が何人あつても一ヵ所しか認められない、こういう

行つていいとするならば、ひとつ実情を売りさ

ばき人等によくお聞きをいただいて、この点についての改正をされる一つの指針をお示しをいたさりますようにお願ひをしたいと思っておりますが、その点についてひとつ前向きな御回答をいたさたいと思うのですが、いかがでしょうか。が、原則的に申し上げますと、郵便切手類売りさばき所は、本来の売りさばき機関でございます郵便局のない場所で切手類等を売りさばくものでございますから、郵便物を差し出す場合の利便などを考慮いたしますと、やはりポストに近い場所に設置されるのが一番適当であろうとは思うわけですが、駅の構内などでございますとか、あるいはま

た切手の需要が特に多いと認められる地域につき

ましては、ポストがたまたますぐそばにないといふことは、非常に珍が深い」というようなところには売りさばき所を設置することとしておりま

すので、一般の方の御利用には特殊なところにつ

いては御不便がないようにならしておるわけでござります。

○野口委員 そういうようなことがあるということ

とについて、下部には徹底しております。

実は、そういう特例というものがあるということ

については私もいま初めて知つたわけであります

けれども、具体的にはポストと一体のものであ

るという考え方が徹底しておりまして、そういう

ものがあるようには私も知らなかつたので、ま

ことに申しあげないと思うのでありますけれど

も、たとえば、先ほど郵便局長が御答弁になりま

した登記所等の関係で、必ずしも売りさばき所と

いうのは一軒でなくてはならないというわけでは

ないわけです。それぞの利害関係があります

と、いわゆる登記所等の関係を取り扱つておるところが

非常に多いわけあります

が、そこにはポストが一個あって一人しか認められ

れない。いわゆるポストが一個あると、そのぐる

に幾ら登記所のそういう関係の仕事をする人が

何人あつても一ヵ所しか認められない、こういう

事例がたまたまございました。そういうようなことで調べましたところ、ポストとその売りさばき所というのは一体のものであるという説明を現場の郵便局長がいたしましたので、そのようなことになつたわけありますけれども、いまのお答えで、そのようなことは幅広くできるのだ、ポストと関係なく認可がねりるのだという解釈ならば、私はあえてこの質問はいたさないでよかつたのであります、現場の運用は多少違うようになりますが、いかがでありますか。

○江上(眞)政府委員 原則的に申し上げますと、売りさばき所とポストは近接したところに設けることになっております。ただ、売りさばき所と申し上げましてもいろいろございまして、郵便切手類及び印紙の売りさばきを行ふ郵便切手類売りさばき所というのがございますし、それからさらに、印紙の売りさばきを行う印紙売りさばき所と申しますので、なるべくそのような場合には整理さばき所が軒を連ねておるというのもいかがとも思ひますので、なるべくそのような場合には整理をさしていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、きわめて需要が多いところには例外的な措置をとることはしていくことといたしております。

○野口委員 それじゃ、切手類等の手数料の関係の質問を終わりまして、貯金の関係でありますのが、時間がありませんので最後に一言だけ。

実は首席監察官をお呼びいたしましてお聞きしたいことが一つございましたので、まことに失礼でありますけれども、ちょっとお答えをいただきたいのであります。

先ほど質疑の中で、防犯対策につきまして現在いろいろな措置をおとりになつておられるようでありまするが、私もそのことが若干干氣になりましたて、特定郵便局、無集配特定局等をちょっと見させていただきました。その結果感じましたことは、防犯ベルがつけられていることは確かであります。

まするが、全くと言つていいほどしゃくし定規につけられております。どこの局所も大体同じところに同じような様態でつけられている。隣にベルを受けるといいますか、通報するところがあるわけでござりますが、隣がたまたま土曜、日曜を休みとするところでも、防犯ベルを隣に依頼しておられます。たまたま土曜日に事故があつたときはそこはだめなんあります。そんなことも含めまして、たとえばベルを押し場所、これは局長のおところだとか窓口の下だとかいろいろなところにそれありますけれども、実際に事故があつたとき、そこへベルを押しに行くことが可能なんだろうかと考えさせられる個所にベルが設置されあつたりすることが間々ございました。

それからもう一つは、局所の位置でございますけれども、通りに面しておる局所の窓がらすの状況、それから奥まつたところにある局所におけるところの出入り口のドアをすりガラスにするか、それとも透き通つたガラスにするとかという配置の点など。それから防犯ベルが隣あるいはまた駐在所につけられているが、駐在所そのものがいつも警官がいるとは限らないわけでありまして、そういうたきめ細かな配慮なしに、ただ単に駐在所につければいい、隣に防犯ベルの受け場所を設ければいいというような形で実は私の散見いたしました特定局では設置されているような気がしてなりません。

一言だけお答えいただきたいのでありまするが、そういう面一的なものではなくて、局所局所によって異なるといいますか、それに適応する防犯対策というものをぜひともおとりいただきたい。このことをお願いして、そして、現在行なっている防犯ベルの設置に対する指導はどうなにされているかということについてお答えをいたただきたい。

〔久保等〕委員長代理退席、委員長着席
先生御指摘の趣旨もございますので、そういうた
くについて関係方面からなほ詳細に指導するよ
うにいたしたいと思っております。
それから、もう一つの御質問でござります局舎
構造の問題でござります。
郵便局舎は外から見通しのいい方がいいのではないか、あるいは見通しのない方がいいのではないか、いろいろ議論がございまして、私ども内
部的にいろいろ検討いたしました。しかし、現金
の授受等が外部から見えるということは、お客様
の利用実態というものが外から間抜けというふうと
てございまして、それ自体が好ましいことかどうか
か、あるいは郵便局から出ましたときにねらわれ
るというようなこともあるのではないかというよ
うなこともあります。警察方面とも連絡いたし
ましたけれども、余り郵便局の内部が見えない方
がいいのじやないかという説のようでございまし
て、わが方の指導も大体そういう方針でやつてお
ります。なお、御指摘の点はいろいろと参考にさ
せていただき、今後ともきめの細かい指導をや
つてまいりたいと考えております。
○野口委員 終わります。
○石野委員長 次に、田中昭二君。
○田中(昭)委員 私は、いま提案になつております
二法案に関連しまして、まず昨年できました進
学ローンの問題からお尋ねしたいと存ります。
進学ローンを昨年つくったわけでござります。
大体いきさつは御存じかと思いますが、大臣も新
しく就任されたことですから簡単に申し上げます
と、進学ローンをつくりますときには、一昨年の
予算折衝の段階で、郵政、大蔵両省間の対立とい
いますか、郵政省がやろうとするとそれに対抗し
て大蔵省がやる、自民党もまた促進団をつくり
て応援団も出てくる、社会党は社会党で独自の
案を出していただいたというようなことで、その

当時の状況としましてはだれのための進学ローンだという批判があつたわけでございます。
そこで、昨年そういう法律が成立いたしましたて、国民の強い期待に十分こたえられたと思いま
すが、特に私たちの委員会で問題にいたしまし
た貸付制度の中の貸し付けの条件、貸し付けの期
間もありましようし、貸し付けの金利の問題もあ
ります。それから返済方法、保証人をどうするか
というような問題、こういう問題がございまし
た。とにかくあのときはこういう進学ローンとい
う制度をまずつくることが大事だから、実際の運
用状況を見ながら悪いところは直していきたい、
こういう答弁を郵政省がしておつたわけでござい
ます。

利用が間に合つたといつて第一点でございま

す。

なお、郵便の進学積立貯金預金者のこの進
学ローン御利用の方で保証基金を利用されている
状況は、貸し付け申し込みの約一七%というふう
に現在把握しております。

それから、次に貸し付け対象の学校でございま
すが、当初貸し付けの対象学校につきましては、
大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学
校、盲学校の高等部、これが予定されていたわけ
でございますが、その後さらに専修学校、この専
修学校につきましては、修業年限二年以上の専門
課程及び修業年限三年以上の高等課程に限るわけ
でございますが、それと各省の設置法によりまし
て設置されている航空大学校、海技大学校、農業
者大学校、水産大学校及び職業訓練法によつて設
置されている職業訓練大学校及び職業訓練短期大
学校が加えられました。これだけ対象の範囲が拡
大されたわけでございます。

以上二点がその後の改善の状況でございます。
○田中(昭)委員 大蔵省にお尋ねします。
国民金融公庫法等の改正、これにつきましても
附帯決議等もつけられておりますが、その附帯決
議等の趣旨に基づいていま郵便貯金の方ではそう
いう要件を拡大したということでおざいますが、
この国金の方での大蔵省としての何か、ここにあ
ります貸付金の限度額についてとか条件の今後の
見直しとか、こういう問題についてどういう見直
しをなさつたのでしょうか。

○林(義)政府委員 田中先生、この問題大変御熱
心にやつていただきまして、新しい制度ができる
おりまし、この制度、実は当初予想された以上
にわりと使われているので、私自身も喜んでいる
ところなんです。
いま郵政省の方からお話をありましたように、
大学の範囲を拡大する、国民金融公庫法の施行令
の改正をいたしまして、盲学校、聾学校、養護学
校の対象学校になるようにいたすということと、ま
上にあります。

た農業者大学校、水産大学校、海技大学校、航空
大学校、職業訓練大学校、職業訓練短期大学校等

につきましても同じような措置をするということ
でございます。
それから保証の問題、これも先ほど郵政省当局
の方からお話をありました点でございますが、さ
らに母子家庭につきましては、国民金融公庫で審
査をする上できめ細かい配慮を払うように公庫の
指導をしております。そしてまた、いま申しまし
た保証基金の保証に関しましては、交通遺児であ
るとか母子家庭の人につきましては、保証料の軽
減措置がとられるように指導しているところでござ
います。

○田中(昭)委員 いま御答弁いただいたように、
この貸付対象の学校の範囲の拡大ですね、それと
保証人の問題、保証機関をつくったということで
ございますが、ただ私、これは問題はこういうも
のをつくりまして、こういうものの利用が実際
郵便局の窓口、国民金融公庫の窓口でスムーズに
行われておるかどうかという問題、これには一つ
まだ疑問がござります。そういう面については、
さらに細かい配慮と指導をお願いしておきたいと
思います。

そこで、郵政、大蔵にそれぞれ、この制度が発
足しまして、昨年そして五十四年度の新規入学に
ついては当初どういう目標を掲げてあったのか、
いわゆるその利用者がどういうふうにあるかとい
うことですね。それと一番最近のこれの利用状況
等についてお答え願いたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 郵便貯金の進学積立貯金及
び進学資金の貸し付けの利用状況でございます
が、当初進学積立貯金の利用につきましては平年
度で十万件程度というふうにたしか推定してお
たかと思います。ただ五十三年度につきましては
年度中途のスタートでございまして、したがいま
して、この進学積立貯金の制度が一年以上三年以
上にあります。

たかと思います。ただ五十三年度につきましては
ちょうど制度が発足いたします一年前の五十二年
度の民間の金融機関が取り扱いました進学ローレン
の額が百億だった。二万件で百億円、平均五十万
というような実績がございましたので、これの倍
ぐらいの枠を用意しておけば十分であろう、どう
いふまでいかないだろうというように考えて
おりましたところ、予想外に御利用が多かつた。
もちろんその過程におきましては、国民公庫を初

れば特に五十三年末においては融資が受けられる
ようになりますといつては融資を受けられる
ますが、そういう関係で非常に積み立ての期間
が短い、あるいはまた制度ができるから申し込
みまでの期間が短い、こういったことがございま
す。

して、五十三年末、つまり五十四年春のこの時期
におきます貸し付けといふものは、平年度の予想
とは相当違った形になつております。今までの
進学積立貯金の利用状況は十二万三千件といふこ
とでござりますが、このうち五十四年度貸付対象
となり得るものは四万三千件でございます。
これに對しまして進学資金の貸し付けの利用状
況は、まだこの貸し付け全体のこの期間の集計が
十分には済んでおりませんが、今までにまとめ
ましたところでは、貸付件数一万七十九件、金額
にいたしまして十九億七千二百万円、一件当たり
平均貸付額は十九万五千円、かようになっており
ます。

○中田聰明員 一般貸し付けと呼んでおります國
民公庫が直接貸し付ける分、あるいは民間の銀行
ですとか相互銀行、信用金庫あるいはまた信用組
合、農協等の窓口を通じまして貸し出しがいたし
ます分につきましては、まだ四月末の状況が速報
でしか詰まつておりますんで、確報になると若干
異同があるかと思いますが、貸付件数で四万件余
りでございまして、貸付金額では百七十五億程度
ということに相なっております。したがいまし
て、先ほどの郵便貯金積立者の方の貸し付けと合わせ
ますと約百九十三億程度になるかと思いますが、
当初国民公庫では、五十三年度分の資金枠といつ
しまして二百億円を予定しておきました。これは
ちょうど制度が発足いたしました一年前の五十二年
度の民間の金融機関が取り扱いました進学ローレン
の額が百億だった。二万件で百億円、平均五十万
という特別措置をとつたわけでございま
す。したがいまして、この対象となります方は、六
ヶ月以上の積み立てがあればこの春には借りられ
る、こういう特別措置をとつたわけでございま
す。したがいまして、この対象となります方は、六
ヶ月の積み立ての期間といふことで借りられる
としたといたしますと、この積立貯金の制度が一回一万
円から四万円の範囲、まあ五千円刻みでございま
すが、そこで最高四万円ずつ毎月積み立てられま
したといたしましても、六ヶ月といたしますと二

めとして民間の金融機関も、こういうローンが新
設されたということをかなり積極的にPRしてま
いたということもございますが、制度の発足初
年度としては予想外に滑り出しは好調であったの
ではなかろうかというふうに考えております。
○田中(昭)委員 大変いい成績で進んでおるよう
でございますが、私先ほどちょっと申し上げまし
たけれども、貸し付けの条件の問題ですね。それ
に関連して申し上げましたいわゆる保証人が要る
なら保証人が要るということと、郵便局の窓口で
あります。そういうことを言われて、自分の積み立てた預金
があるのにそんなことまでしなければ借りられない
いのかというような現場の事情があつたわけで
す。そういうことで郵便局に来るのが少ないのか
などいまの報告を聞いておつた。
たとえば、ちょっとと私おかしいと思うところが
あるのですが、郵便局の方が約一万件貸し付けて
十九億円ということですね。一人当たり十九万五
千円、約二十万円だというのです。大蔵省の方は、
あるのですが、郵便局の方が約一万件貸し付けて
十九億円だということですね。一人当たり十九万五
千円、約二十万円だというのです。大蔵省の方は、
四万件で百七十五億円だというのです。ですか
ら、大蔵省の方は、いわゆる国金の方は、百七十
五億円を四万件で割つたものが一人当たりの貸付
金額ということになりますと、大体四十万以上の
金額。郵便局に来るのは二十万足らず、それで件
数も大変少ない。国金の方はその倍近くの貸し付
けを行つておる。これはどういうところにこうい
う差が出るのでか。これはひとつ少ない郵政省
の方からお聞きしたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、五十三年度の進学積立貯金による貸し付けで
ござりますが、経過措置を特に設けまして、六カ
ヶ月以上の積み立てがあればこの春には借りられ
る、こういう特別措置をとつたわけでございま
す。したがいまして、この対象となります方は、六
ヶ月の積み立ての期間といふことで借りられる
としたといたしますと、この積立貯金の制度が一回一万
円から四万円の範囲、まあ五千円刻みでございま
すが、そこで最高四万円ずつ毎月積み立てられま
したといたしましても、六ヶ月といたしますと二

十四万円が最高額である。そういうことから、大体平均して二十万円程度というような積立額をお持ちになつて、その積立額に見合う範囲内での貸し付けを受けられる。こういったことから、今回は一件当たり平均十九万五千円、こういうようないましそうから、そこで来年度以降は相当額の貸し付けをまた受けられることになろう、かように考へております。したがいまして、来年度以降は大体五十四万円という最高額までの積み立てが可能でございましそうから、そこで来年度以降は相当額の貸し付けをまた受けられることになろう、かように考へております。

○田中(昭)委員 それはどうですかね。そういう言い分がありましようけれども、実際いまの各大学当たりの入学費用の平均といいますか、そういうものと、この借入金の実態というのが、特に郵政省の場合には郵政省に申し込んだ人は入学金が安く済むということじゃないですかね、入学金はどこの大学でも全部同じに要るわけだから。それでその四万円にしてみましても、四十八万ですか、そうすれば大体大蔵省の国金あたりから借りられるのと同じくらいの金額になつておかなければいけなかね、この点は、発足した初年度だということとは私は理由にならないと思うのです。

○白瀬(昭)委員 本問題については、私も党におきに必ずこれは附帯決議がつくようにして、五十年からずっと、五十二年にはできるだろうか、五十三年にもどうだろうかというようなことで、これは大臣がかわったからといって私は行政の一貫性からいってそんなに変わつてもらっちゃ困るのですが、その上げてもらいたいという郵政省の便局では最初のいきさつからいろいろあって、余りこの進学ローンを喜んで貸し付けをしないといふことがあつたんじやないか、悪く言えばそんな気持ちもするわけだ。初めから自分の方にやらせておけばいいと思うのですけれども、どうも郵便局では最初のいきさつからいろいろあって、余りこの進学ローンを喜んで貸し付けをしないといふことがあつたんじやないか、悪く言えばそんな気持ちもするわけだ。初めから自分の方にやらせておけばいいと思うのですけれども、どうも郵便局では最初のいきさつからいろいろあって、余りこの進学ローンを喜んで貸し付けをしないといふことがあつたんじやないか、悪く言えばそんな

○林(義)政府委員 田中先生は税の専門家でござりますから、私がからくどく申し上げるまでもあります。しかしながら、やはり郵便貯金といったところでは、大蔵省もひとつ聞いておつてもらいたいと思います。

○白瀬(昭)委員 本問題については、私も党におきに必ずこれは附帯決議がつくようにして、五十年からずっと、五十二年にはできるだろうか、五十三年にもどうだろうかというようなことで、これは大臣がかわったからといって私は行政の一貫性からいってそんなに変わつてもらっちゃ困るのですが、その上げてもらいたいという郵政省の便局では最初のいきさつからいろいろあって、余りこの進学ローンを喜んで貸し付けをしないといふことがあつたんじやないか、悪く言えばそんな

○林(義)政府委員 田中先生は税の専門家でござりますから、私がからくどく申し上げるまでもあります。しかしながら、やはり郵便貯金といったところでは、大蔵省もひとつ聞いておつてもらいたいと思います。

○白瀬(昭)委員 本問題については、私も党におきに必ずこれは附帯決議がつくようにして、五十年からずっと、五十二年にはできるだろうか、五十三年にもどうだろうかというようなことで、これは大臣がかわったからといって私は行政の一貫性からいってそんなに変わつてもらっちゃ困るのですが、その上げてもらいたいという郵政省の便局では最初のいきさつからいろいろあって、余りこの進学ローンを喜んで貸し付けをしないといふことがあつたんじやないか、悪く言えばそんな

○佐藤(昭)政府委員 先生御指摘のように、この問題を終わつておきたいと思います。次に、貯金の総額制限の問題でございます。貯金の総額制限については、これはこの委員会にお力してもらいたい、努力を希望しておきまして、いつも毎年強い要望があり、いきさつはもう御存じのとおりで、大臣もひとつ聞いておつてもらいたいのですが、四十八年に、最初にこの前上げまして、百五十万から三百万に四十八年にしたので、三百萬にしまして大体五十一年ごろから郵政省の方も五百万くらいに上げたい、五百萬だったとで、ずっと郵政当局は予算折衝のときに大蔵省と接触をするが、どうも大蔵省のガードがかかるから四百五十万だったか知りませんが、そういうこ

○白瀬(昭)委員 本問題については、私も党におきに必ずこれは附帯決議がつくようにして、五十年からずっと、五十二年にはできるだろうか、五十三年にもどうだろうかというようなことで、これは大臣がかわったからといって私は行政の一貫性からいってそんなに変わつてもらっちゃ困るのですが、その上げてもらいたいという郵政省の便局では最初のいきさつからいろいろあって、余りこの進学ローンを喜んで貸し付けをしないといふことがあつたんじやないか、悪く言えばそんな

○林(義)政府委員 田中先生は税の専門家でござりますから、私がからくどく申し上げるまでもあります。しかしながら、やはり郵便貯金といったところでは、大蔵省もひとつ聞いておつてもらいたいと思います。

○白瀬(昭)委員 本問題については、私も党におきに必ずこれは附帯決議がつくようにして、五十年からずっと、五十二年にはできるだろうか、五十三年にもどうだろうかというようなことで、これは大臣がかわったからといって私は行政の一貫性からいってそんなに変わつてもらっちゃ困るのですが、その上げてもらいたいという郵政省の便局では最初のいきさつからいろいろあって、余りこの進学ローンを喜んで貸し付けをしないといふことがあつたんじやないか、悪く言えばそんな

から、それを三百万から五百万に上げるということは少し郵政省の努力が足りない、説得の仕方が悪いというよう私は受け取つております。そこで、もう少しこの総額の制限額について実態をお聞きしたいと思いますが、毎年この制限額を超過する——郵便貯金法の十条ですか、この制限額を決めてあります、この十条の規定によつて超過額についての措置をしておる、こう思うのですが、それがここ最近横ばい状態だというようなことも聞いておりますが、まずその実態が、四十五年当時どういうふうであつて、一番最近はどういうふうな状態になつておるか、件数なり金額なりをひとつお答え願いたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 総額制限額超過の郵便貯金の減額措置状況でござりますが、四十五年におきましても制限超過件数が一万六千八百十二件でございまして、制限超過額が百九十九億でござります。それから、最も最近の数字は五十三年度でございますが、制限超過件数二万二百件、金額で二

百二十一億円でございます。

なお、四十五年以降五十三年度までの間におきまして、五十一年度がピークと申しますか、件数で二万五千九百六件、超過金額で三百九十五億円でございまして、それ以降は、五十二年、五十三

年度とともに大体一万九千件ないし二万件というふうに横ばい状態に下がつております。大体この超

過額に対しましての制限と申しますか、そういうふうには思いませんがね。

○田中(昭)委員 さあ、それはどうですかね。私

はそういうふうには思いませんがね。

それで政務次官、それから大臣、いま貯金局長から御答弁がありましたが、大体一年間二万件に

九千件、これは減つてゐるのです。ところが問題

は、これが本当に制限額を超過したもののかどうかというふうに見ていくかと、うなやり方はよくないと思ひますが、しかし、おつしやるとおりに私どもも限度額を上げるために努力をしていきたい

と考えております。

○田中(昭)委員 もう少し大臣にわかつてもうう

ために、五十一年は二万六千件、五十二年は一万

九千件、これは減つてゐるのです。ところが問題

は、これが本当に制限額を超過したもののかどうか

です。ということは、東京、大阪だけでも郵政省

は完全に貯金法十一条違反のものなのです。そうし

ますと、ずっと各年ごとのあれを見てみますと、やはり制限額を引き上げた場合、四十八年から四十九年に至つては、一遍にその超過する件数が半分近くに減つているのです。ですから、実際の預

貯金の全体の動きといふものをまた後でお聞きし

たいと思うのですけれども、そういう限度額を上げたら一遍で半分近くまで減つた。だから、当然

五十一、五十二年ころに五百方に上げておれば、それはぐつと減るはずなのです。それをやらないために——そうすると税金も上がりま

すよ。心配しないでいいのです。税金はちゃんと上

がるようになります。その税金のことは別におい

で、そこで換算されましたを見ますと、五十一

年度が三千四百十八件で超過額は五十七億円でござります。五十二年度は三千二百九十九件でござ

いまして、四十三億円となつております。次に大阪府でございますが、大阪地方貯金局で取り扱つ

ておりますが、五十一年度千七百六十二件、三十

八億円、五十二年度は二千五十八件で三十億円、

かようになつております。

○田中(昭)委員 こういうものを見つける作業の

根底にあるのはいわゆる名寄せというのですけれども、その実態をいろいろ聞いてみますと、これ

は本当の実態をあらわしていない。私はいま短い言葉でその内容を説明するようになつてますか

とも、その実態をいろいろ聞いてみますと、これ

はまだ別な機会に時間のあるときについた

らちよつと大臣わかりにくいかと思ひますけれども、これはまた別な機会に時間があるときについた

しますが、いま大阪と東京をお聞きになつただけ

でも逆な結果のように私は思ひます。ですから

、その内容についてはきょうは省略しますが、

先ほど政務次官、貯金の動向を云々と、こういうふうに言われましたね。最近郵便貯金が大変ふえ

ておる。貯金年報によりましても、郵便貯金のふ

え方というのほかの金融機関のふえ方と違つて

大変なふえ方をしております。これはつけ加えておきますが、四十九年以降の高度経済成長がとまつて五十年以降の安定に入つた時代においても著しい伸びをしておるのです。ですからこういうこ

とで、私は今後の郵便貯金の役割といふものを

どういうふうに見ていくかと、うなやり方を当てて検討しておら

りますが、この報告書の中で言われておりますことは、従来余り触れられておりませんでしたパ

ソナルファイナンス、個人金融といふふうに私ども証しておりますが、パーソナルファイナンスの

充実発展といふものにつきまして従来とられてな

かったわけでございますが、そいつた面に学術的見地からいろいろと光を当てて検討しておら

れる、またそれとの関係で郵便貯金はどういう役割を担うべきか。結論的に申せば、郵便貯金は

であるから、そういう面で今後大いに研究すればきであるということを言われているわけあります。その中におきましてはいろいろと部門別に取り上げられまして言及されておりますが、パーソナルファイナンス分野の充実発展のためのサービスあるいは金利のあり方、資金運用の望ましいあり方というようなことについて触れられているわけでございます。

円に貸付限度額が上げられてわずか一年間で今度は七十万、その考え方の根拠についてまずお尋ねしておきたいと思います。

○佐藤昭一 政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、昨年、それまでの三十万円の限度額から五十五万円に引き上げることをお認めいただいたわけでござりますが、今回七十万円にさらに引き上げるということにつきましては、やはり相当この貸付による支障の一つにござつてお困りであることは御承知の方

て、さらにこの調査研究というものを掘り下げて、また広い角度からいろいろと光を当てて検討していくいただくということと、その後におきましても引き続いて調査研究をやつていただいているわけでございますが、私どもいたしましては、このパーソナルファイナンスというような分野におきましての初めての体系的、学術的な調査研究というところでございまして、私どもがこれから郵便貯金の将来のあり方というものを考えます上でいろいろと啓発される点が多いということで、長期的な観點から、いろいろと事業運営上の示唆として十分に参考としてこれから勉強させていたまきたい、こういうふうに考へているわけでございます。

○田中(昭)委員 いまからが一番いいところがあるのでございましたけれども、約束の時間が来たようで、理事からやらめることでございますから、政務次官も大変御苦労でござります。これでやめさせていただきます。

○野口委員長代理 次に、青山丘君。

○青山委員 郵便貯金法の一部改正並びに郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正案について質問をさせていただき、その後若干関連の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、郵便貯金法の一部改正案について
であります。が、郵便貯金の預金者貸し付けの限度
額を上げていこう、基本的には私もこれは前向き
でいいと思うのです。ただ、最初にお尋ねしてお
きたいのは、ちょうど一年前三十万円から五十五万

○青山委員 これは、昨年の十月行われました郵便貯金婦人モニターランケート調査結果によりますと、五十万円でもよいという方が約三五%，七十万円くらいがよいという方が五・四%，百万円くらいがよいという方が五〇・七%，まあ限度額は上の方がいい、こういうことがどうも婦人モニターのアンケートの結果出ているわけですが、郵政省から出されております資料の中に、貸付限度

どというのもとも関連があるのでないかと考えておりますが、実はこれは昨年の六月に貸付限度額が三十万円から五十万円に引き上げられました直後二ヶ月間の状況を抽出調査で郵便局の扱い状況についてとてみたわけでございますが、それによりますと、対象者一万三千八百人ばかりの中で三十万円以上五十万円までの貸し付けを御利用になつた方が一八・八%おられます。また、限度額ぎりぎりの五十万円の貸し付けを受けられた方で七・一%でございます。こういうような数字も

現在で申し上げますと九万一千円、かような傾向でございます。この貸し付けの利用状況と申しますのは、先生も御指摘のとおり非常に急激な伸びということではございませんが、徐々に伸びているというような傾向でございます。

この一件当たりの貸付金額のある程度の伸びと申しますのは、定期賃金の一証書当たりの預入金額の伸びとも関連があらうかと考えられるわけでございます。他方、預金者の借入所要額の推移な

いうふうに理解すべきなんでしょう。それから貸付額が三十万円当時とそれから昨年の五十万円、一件当たりの貸付金額というものがどんな推移なんでしょうか、お尋ねします。

額が三十万円当時でありました昭和五十年及び昭和五十一年、このあたりの貸付件数と貸付金額を見てまいりますと、余り変わっていないようです。加えて、昨年限度額五十万円になりましたが、五十三年度の貸付件数についてもあるいは貸付金額についても、さらには三十五万円当時の五十一年、五十二年の貸付金残高を見てきましても、五十五万円になりました五十三年度の貸付金残高を見ましても、余り伸びていないのですね。伸びていてもいいような気がするのですけれども、その辺どう

○佐藤(昭)政府委員 先生の御質問に的確にお答えするような分析を私実は持ち合わせていないわけでございますが、やはり郵便貯金の傾向といつしましては、小口の御利用というのが相当多い。したがつて、定額証書一通にいたしましてもやはり同様の傾向がありますので、その証書をもとにしての一件当たり、つまり証書一通についての一件当たりの貸出額というのもまた同様の傾向があるかと考へるわけでございます。ただ全体的に不時の出費というような形のものがいろいろと

「い帰るにこまといしやつてす」したが
て、そうは簡単に借りられない。しかし現在の社
会情勢の中では、限度額をふやしていくというの
も一つの必要な措置であろう。ただ、そこにこれ
からは若干の努力も要るのではないかと考えるわ
けです。そちら、返済にいろいろと苦勞がある
であろうという見方なんですが、それが一件当た
りの貸付金額が余り伸びていないという見方なん
ですけれども、郵政省の方の見方はいかがでしょ
うか。

であります。が伸びているようでありますね。これはどういうところに原因があるかと考えるわけですが、その辺どういうふうに受けとめておられるかわかりませんが、郵便貯金の利用者は、やはり零細な庶民の生活を守るために貯蓄——預金の性格よりも貯蓄の性格が強い。したがって、三十万円、五十万円、今度は七十万円という限度額ですけれども、そのような多額な借金を仮にしますと、やはり返済に相当な苦心がある。行きはよいよ、帰りはつづつ、こちゅうつづくよ。(こぶつ)

ふえてまいる傾向がございましょうし、またその不時の出費の額と申しますものもやはりだんだんに高額になるものもまた出てくるという中では、全体の方が限度額を上げたからといって、それぞれ高くお借りになるということもまた考えられないうわけでございますが、やはりそういうった必要の場合には、相当程度まで借りられる枠があるということが一つのサービスではなかろうか。ただ御指摘がありましたように、貸し付けということは、やいわけではございますが、やはりそういうった必要の場合は、その辺の兼ね合いを考えながら限度額というものをまた考えていかなければならぬ、かよう考えておるわけでございます。

○青山委員 これは限度額と直接関係があるとは言いませんけれども、これから預金者の貸し付けについて考えていかなければならぬ問題は、やはり返済金の分割の問題あるいは返済期間の問題。もう少し前向きに取り組んでいかないと、限度額をふやしていくだけことは利用者にとって大変ありがたいけれども、どうも一面的な取り上げ方であって、総合的ないわゆるコンビネーションのされた預金者に対するサービスではないのじゃないか。返済期間を一年なり二年なり延ばしていくというような考え方、返済金を分割して払つてもらう考え方、あるいは返済金を目的とした普通預金、積立普通預金、積立貯金、そういうふたものについて具体的に考えをお持ちでありますら、この際聞かせていただきたいと思います。

○佐藤(昭) 政府委員 先ほども申し上げましたように、証書一通一通の貸し付けと、いう形でございますので、一人で何枚かの証書をお持ちであるという場合には、そういうふたものをそれぞれ期間をずらして御利用になる、あるいは一時の御利用であつても、一括して御利用になりまして、それを証書ごとの返済というものの期間をずらすといふような形でもある程度分割返済というような趣旨の役割りは果たし得るかと思いますけれども、ただまとまつた金額の証書でお借りになるというような場合もございましようし、そういうふた点で

分割返済というような問題が、やはり金額がかなりでまいりますと御要望もいろいろと出てまいりますのでございまして、そういう点につきましては、私たちの方も事務的な面も十分に配慮しながらいろいろと検討してまいりたいと考えているわけでございます。

それから同様に、貸付期間の問題でございますが、やはりこれも金額が相当高額になつてまいりますと一度のボーナスで全部を返済することがむずかしいというような状況も出てまいりうかとございます。この辺につきましては、私どもも期間を現行の六ヵ月から一年に延長するというような点につきましても昨年来いろいろと考へて折衝をしてまいりましたけれども、なお継続検討という形になつておりますが、これも引き続きなお検討させていただきたい、かように考えております。

○青山委員 せひひとつ総合的に取り組んでいただきたいと思います。今度の場合、四十七年以来郵政省が預金者に対する画期的なサービスということで始められて、それなりに順調に伸びてきているわけですから、預金者に対するサービスをより向上させていくという意味で建設的に取り組んでいただきたいと思います。

もうすでに先ほど来の質問で進学ローンについて質問がありました。「ゆうゆうローン」、進学ローンと、郵政省も郵便貯金預金者のためのサービス向上に努力してこられたわけですが、今後預金者に対するより一層のサービス、オンライン化してまいりますと一段とサービスを拡大してほしいと思うわけですけれども、郵政省として現在考えておられる預金者サービスの施策というものがございましたら聞かせていただきたいのです。

○佐藤(昭)政府委員 現在、御承知のように昨年の八月からオンライン化を始めまして徐々に進展しているわけでございますが、現在郵便貯金あるいは為替等のサービスにおきましてオンライン化がまだおくれているということが、お客様にとってはやはり一般の金融機関に比べてサービスの品質で若干劣っているという点かと思うわけでござい

そこで、このオンラインサービスという問題につきまして、当面これを実施していく、推進をしていくと、いうことがお客様サービスにとっての最大の課題というふうに私ども考えまして、これの実施計画の円滑な推進ということにつきまして努力をしておるわけでございますが、そういったことが行われました場合に、やはり従来の窓口処理の迅速化ということなこと、それにあわせまして、オンライン化することによりまして、従来やつております給与振り込みとかいうようなサービスも現在手作業のために非常にシェアも狭いということでございますが、こういった面も広く御利用いただきれるようにならうかと考えておるわけでございます。また、あわせてオンライン化によりまして、総合窓口であるとかあるいは自動振りかえというようなサービスが可能になってまいりますので、こういったことにつきましてもあわせてその実施につきましてこれから検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

現在ありますサービスにつきましては、窓口処理の迅速化等あるいは利子記入が翌年度早々で起きるとか、そういうふうなサービス上の利点もございますが、現在あります各種のサービスをそれぞれオンライン化していくこととあわせまして、オンライン化に伴って可能になるサービスの具体的な実施、こういった点が現在の当面の課題と考えておるわけでございます。

○青山委員 私はサービス向上のための具体的な施策を一つ一つふやしていくのはいいわけです
が、実は本当はそれだけを言っているのじゃありません。本当はそういう具体的な施策だけじゃないのです。一般的の利用者が郵便局の窓口へ行つたときに、本当に親切に窓口応待してもらうことが何よりも大切なサービスなんですよ。そのことは実は後でちょっと触れさせてもらおうと思うのですが、いまの段階は、これからオンライン化されていきますと、よりサービス向上の具体的な施策をとつていただきができるであろうと私期待

そこで、前郵政大臣の服部さんが退職金の一千万百万円までの非課税措置案というものを提出されました。現在、その後の検討をされてどのような考え方をお持ちでしょうか。

それからもう一つは、先ほど来話が出ておりました郵便貯金の最高制限額についてであります。が、先ほどからのやりとりを聞いておりまして私が感じたことは、實にいいやりとりをされておりましたので十分かと思ったのですけれども、私の立場からも一つ二つ触れさせていただくと、現実には制限額一千四百万円まで非課税ではないか、郵便貯金はそのうちの三百万円だ、こういう受けとめ方のようになりますが、それは都会に住む人たちが郵便貯金も利用できる、財形貯蓄も利用できる、あるいは民間の銀行も利用できる、こういうことなんですね。ところが全國広いわけで、郵便局しか近くではないという地域もたくさんあるわけですから、そういうところでは郵便局だけ。全国津々浦々二万店舗の窓口を抱えている郵便局の果たすべき役割りといふものを考えますと、私は郵便貯金の最高制限額を上げていいことはぜひ必要だと思っています。大臣の先ほどのお考えを聞きましでの屋上屋を重ねるような質問になるかもしれません、これからひとつぜひ大蔵省に対しても、郵政省の立場で、あるいは国民の立場で、郵便局を利用する預金者の貯金の最高制限額について働きかけをしていただきたいと思うのですが、御見解を伺いたいと思います。

○佐藤(昭)政府委員 退職金の別枠の問題でござりますが、昨年たしか一時千五百万円程度別枠という構想もあつたわけございます。その後、私もいろいろと事務的に検討いたしました結果、最近の退職金の支給状況と申しますか、こういつ考えております。

たものから見ました場合に大体一千万円の程度の枠で適当ではなかろうか。と申しますのは、民間の退職金支給の実態というようなものからいたしまして、これはまあ資料が前年度あるいは前々年度の資料しかございませんでしたので平均大体八百万円程度というような資料を入手をしたわけでございますが、そういうものから見まして、その後の若干のペア等もございましょうし、大体一千万円程度、余り枠を広げましても非常に一部の高所得者だけを優遇するというような問題が出てきました問題でございますので、まあ一千万円程度の枠でどうかということを一応の構想を立てまして折衝したわけでございますが、やはりこれも最高制限額の引き上げと同様の事情でございまして、現在の厳しい財政事情のもとにおきましてそういうふた税制上の優遇措置というものはなかなか困難であるというようなことも絡みまして、実現を見なかつたわけでございます。この退職金の問題につきましては、最高限度額引き上げというような一般的な問題と違いまして、若干分野が限定されるというようなこともございまして、いろいろと御議論がござります。そういった中で、私どもも、従来までに受けました議論等も整理いたしまして十分に検討をしてまいりたいと思うわけでござります。したがいまして、この退職金の別枠という問題がどういうことになるかということにつきましては、なお十分な時間をかけて検討したいというのが現在の状態でございます。

か、六・四%のアップ率は郵政省職員のベースアップに比較してどう受けとめておられるのか、お尋ねします。

○青山委員 第一点のお尋ねの売りさばき手数料に段階を設けている理由でございますが、売りさばき手数料の歩合は、御指摘のように買い受け月額が多くなるに従いまして段階的に低くなるシステムになっております。その理由でございますが、買い受け月額に比例をいたしまして売りさばきに要する手数が増加するものではないというのがその理由でございます。実情を申し上げますと、買い受け月額の少ないものにつきましては、その売りさばきに小口のものが多いわけでございまして、一方買い受け月額の多いものにつきましては大口のものが比較的多いということになつております。一口の売りさばきに要する手数は小口のものと大口のものとさしたる差異はないわけでございますので、売りさばきに要する経費は売りさばき額の増加に比して遞減をしていると、いうことでございます。

第二番目に、平年度で約六%アップにしている理由でございますが、今回は売りさばき所と共に通いたしまして固定的経費、言葉をかえて言いますと施設費であるとか売りさばきのための固定的な人件費などは、それ以外の経費から切り離して基本料として算出をいたしたわけでございます。一方、従来買い受け段階手数料の算出の際にその要素としておりましたこの種の固定的経費は控除いたしまして、改めて従来の買い受け段階別の手数料として算出をいたしました。その結果、平均六・四%程度の改正をするというふうに認めたわけでございまして、私どもいたしましては、今回考えております改正は適正なものといふうに存じておるわけでございます。

○青山委員 私が違つておつだら指摘をしていただければいいですが、切手売りさばき手数料の八

割人が人件費だとしますと、郵政省に働く人たちのいわゆる人件費の上昇率が四十六年が一四%強、四十七年が一三%、四十八年が一七%，この年に大体八%ほど改定されております。四十九年が二九%，約三割ですね。五十年が一四%，五一年が八%，このときは二〇%くらい改定されてしまいます。今回の改定が約六%。それで五十二年年度が九・一七%，五十三年度が五%強、五十四年年度が五%強。そういうような背景で六・四%というのが妥当だと見ておられるのであるうと私は思いますが、しかし、全体的に見てきますと、この三年間のベースアップに比較して六・四%，果たして本当に妥当なものかどうか。私は低過ぎるのじやないかと思うのです。その辺の見解をお聞かせいただきたい。

それから、これとよく似た形で決められているたばこの手数料が一体どの程度払われているとつかんでおられるのか。たばこの手数料並みにすることができなかつたかという点、お尋ねしておきます。簡潔にお願いします、結構ですから。

○江上(東)政府委員 六・四%という引き上げ率が以前の数字に比べて低いのではないかといふことでございますが、先生御指摘のとおり、前回改正いたしましてから今までに、一般的に人件費は二〇%程度上昇いたしております。ただ、この間、印紙税法の改正などによりまして、売りさばき人の手数料も増加しております、それがおよそ一四%程度というふうに見込まれますので、この点からいいましても、およそ六%程度の改正が妥当ではないかというふうに存じておけでございます。

次に、たばこの手数料との関係でござりますが、たばこの手数料は、年額の取扱額が九千万円までは一律百分の十、九千万円を超える額については百分の七というふうに承知をいたしております。

新聞報道によりますと、一時期百四十名ほどの解雇の処分が出されると報道されておりました。しかし、最終的な結論は解雇、懲戒免職六十名。新聞では発表のある二十八日以前、四月二十二日の読売新聞ですが、解雇は百人以下になるであろう、こういうクエスチョンマークつきで報道されておりました。その内容を読んでみると、郵政大臣は「今後の労使関係を考慮、また機関運営の責任を組合が感じ、処分者減少の強い要望のあつたことを受け止めておく」と答え、処分者の減少を検討することを示唆した。これは発表のある前の新聞です。それで、郵政省が「現在考えている解雇、懲戒免職の処分内容は、業務規制闘争の名のもとに、毎日間も集配に出かけないでサポート行為を続けた一般組合員百三十六人と、その闘争を指導した地区責任者三人、それに闘争に関連して暴力行為のあつた三人の合計百四十二人で、実行行為者を対象としているのが特徴。同省では、二十八日に発令を予定している。」こういう報道がなされました。その後に「この日の会談で」これは全通の石井委員長と郵政大臣との会談ですが、「この日の会談で当局側は、二十八日の発令については譲らなかつたが、解雇、免職者といつた身分に関する重要処分については、さらに実行行為の洗い直しを行い、週明けに予定されている社会党幹部と同相との再度の会談を経たうえで、政治的配慮、を加え、百人以下で発令することになる模様。」と新聞では報道していたのです。「政治的配慮」とはどんなことなんでしょう。結果は六十名でしたか。すでにこのときは百人以下になる、こう言われておつたのですが、その辺の配慮をされたのかどうか、まずお尋ねをいたします。

高数精讲卷二 第一章 第一节

と申しますか、これが一つの目途になるわけでございまして、こういう角度から怠業行為者をそれぞれの段階で調査をいたした結果、今回の闘争におきまして、局内作業の極端な能率ダウンや、正規の道順組み立て作業をしないというふうなもののために、一ヶ月以上も全く郵便物を配達しないなどの極端な怠業行為が反復継続された、そういう者が百四十名足らずおったということは事実でございます。一応私どもそういう目安でありますこれを判断といいますか、捕捉といいますか、いたしましたわけでございます。したがいまして、こういうものは、懲戒处分の量定を考える場合にも一番情の重いものだということがございますが、即懲戒免職処分といふように即断をしておつたわけではございません。しかしこれは、怠業行為がばらばらに行われましたけれども、その中では一番情の重いものだと、こういうところをいたしましたわけでございまして、それを踏まえまして、さらにこれは一人一人のもつと詳細な詰めと申しますが、それを行う必要がございますので、やはり毎日の職務専念義務とか職務上の命令違反といふことでございまして、その状況、期間とか怠業行為のものだと詰めた内容だとか、あるいは特にまた過去の非違行為の事実、これを故意によるわけにはまいりませんので、過去の処分歴というものも十分総合的に……（青山委員「簡単に答えてください」と呼ぶ）検討して詰めていく、こういうことでございまして、何か最初数字があつて、それがどの段階の何か数字に合わせてやつたということではございませんで、第一次的には非常に形式的と申しますが、非常に大枠のとらえ方をいたしまして、さらに一人一人の内容というのをつぶさに検討して総合判断をした、こういうことでございます。

○青山委員 郵政大臣、政治的な配慮があつたのかどうか、これをまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、国民の率直な見方では、百三十数

名、百四十名に近い人たちが懲戒処分を受けると申しますと、国民生活にとって重要な郵便局に携わっておつてくださる人たち、また郵便局に働く人たちはそれなりに社会的な尊厳も集めておられるのですが、そういう人たちが講師の話を聞かれますと、国民生活にとって重要な郵便局は、処分の数をふやすことを目的としているのじやありません。私は、あの闘争の結果によって国民生活と国民経済に与えた不利益というものを一體だれが償うんだ、こういう見方をしているのであります。そのときに、やはり郵政省も似たような、あるいは政治的な配慮があつたり妥協があつたり、国民にはわからないところで話し合いが行われてゐるのか、妥協しているのかという印象があつたのです。その辺の御見解はいかがでしょうか。

○白瀬国務大臣 まあ報道関係におきましては

ろんな数字が報道され、いま御指摘のとおりの言葉が使われたわけですが、私どもは厳正公平に、初めから間違いを犯さないようにといふことでございまして、その辺の御見解はいかがであります。

○青山委員 あの当時、五百人の多くの人たちが一ヶ月間全く配達をしていなかつた。それが郵便局に働く人たちかと思つて多くの人たちがあき返つておつたのですよ。あるところで聞きまし

たら、そのまま放置している郵政省は理解できませんよ。

それから、新規の業務訓練で、東京簡易保険局で業務訓練を受けている人の中には、講師の話を

聞かないで、机を後ろ向きにして聞いたという職員もいるのですね。こんな話、一般的の国民

が聞かれますと、国民生活にとって重要な郵便局が開かれますと、国民生活にとって重要な郵便局

務に携わっておつてくださる人たち、また郵便局に働く人たちはそれなりに社会的な尊厳も集めて

いるのですが、そういう人たちが講師の話を聞か

たというのですね。驚くような職場だ、あるいは

郵便局というのはそんなところかしら、こういうふうに見ている人たちもあるのです。これは事実

だと私は思いますよ。そこで、初等部訓練だけでは上質な職員は育たないのではないかと私は考

えます。

それから、高度成長時期に郵便局に勤められた人たちには、何か側いてやるというような態度が

ある、低成長時期に入られた郵便局員は非常にまじめに業務に精励するとも言われているのです。

またもう一つは、民間の職場を経験したことのある人たちは、高度成長期に郵便局に勤めた人でも

まじめに取り組むと言わわれているのです。その辺の御見解はいかがでしよう。

それから、管頭職教育。管理職が管理職としての役割を果たしていくに十分な教育を受けておられるかどうか、私は疑問に思つています。その

辺の御見解をお尋ねします。

それから、給与制度にも若干問題があるのでは

ないか。まじめに働く人も怠業行為を行ふ人も同

じような給料をもらつてているのでは、まじめに働

いたつて仕方がない、こういう空気が生まれてき

たら、私は郵政事業にとって危機だと思うのです。

その辺の御見解はいかがでしようか、お尋ね

して、私は質問を終わりたいと思います。

○中住政府委員 最初にいろいろな意味での教育訓練の御指摘が出たわけでございますが、まずそ

の前に、おつしやいました高度成長期の採用者、

低成長期の採用者あるいはまだ民間職歴経験者の

方のお話がございましたが、一般的に言うと、御

指摘のような傾向ではないか、このように考えて

おります。

それに対しましての、初等部訓練だけでは不

足、特に新規採用者の訓練時期に、全連組合の方

策について私はお尋ねをしたいと思います。

今回の郵便貯金法の一部改正に關連をいたしまして、貯金の目標額を達成するための郵政省の施

策について私はお尋ねをしたいと思います。

二九

今回の改正は、確かに郵便貯金の利用者にとりましてはある程度要望にこたえたものになつてゐるというふうに思われます。しかし、私が貯金関係の職員に聞いた話では、預金者が定期、定額、積立等の郵便貯金を期間前に解約したい、こういう希望を窓口で申しましても、局の施策として、それら貯金を解約しないで貸付制度をぜひ利用してほしい、こういうふうに言われているということなんです。そのために、預金者にとりましては、当座のお金の工面はまあできるにいたしましても、期間が来ましたならばそれは返さなければならぬわけです。結果的には預金者の負担になつてきているというわけなんです。このような預金者の要望に反した局の施策というのは私は正しくないと思うわけですけれども、郵政省はこれらの方策につきましていかがお考えになつてあるのでしょうか。

す。それは、郵便貯金の目標額達成のために貸付制限額引き上げを大々的に宣伝される。先ほど私が指摘いたしましたような施策をとりながら、一方で労働者に対する目標額達成のためには、いわゆるおしりをたたくというふうなことが行われるのではないかという危惧です。この点につきまして郵政省は、今回の制度改善を宣伝しながら目標額達成のために労働者に対しておしりをたく、ハッパをかけるというふうなことはしないというふうに言明していただけたんでしょうか。いかがでしょう。

○佐藤(昭)政府委員 この預金者貸し付けの制度の改善が実現を見ました場合には、当然その改正のPRと申しますか、こういったことにつきましては私どもやらなければならぬと考えております。ただ、ただいまのお話のように、これと結びつけてしまひたまきをやるというようなことでございますが、私ども貯蓄の増強ということは、郵便貯金自体が本来お客様の生活の安定と福祉の増進に寄与するということを目的としてやっているわけでございまして、やはり貯蓄の増強をお勧めするということは私どもの関係者の仕事でございますし、そういう面では当然努力するわけでございますが、いわゆるしりたまきというような形では從来から私どもやっていなかったつもりでございます。目標にいたしましても、最近の目標設定と申しますのは、低目標主義と私ども申しておりますけれども、比較的低い目標を設定して、どの局でもそういう目標が達成できるというような目標を設定して、できるだけ多くの局が目標を達成してその充実感を味わうというような形のものにしているつもりでございますし、そういった点では今後とも十分に配慮をして誤解のないようにしてまいりたいとは思っております。

○藤原委員 いま御答弁のように郵便貯金法第一条、この目的を達成するためにいろいろ労苦安いただいているということはもちろんあるわけですけれども、私どもはそう考えないところをつらいまが、いろいろなことが現場で実際に起っています。

定期的に超過契約の有無を検査するというふうに述べられているわけでございますが、このような措置をとつていれば私はこの超過契約は当然防げるのではないかというふうに思うわけなんですね。ところが、この通達が出されているにもかかわりません、依然として今日まで改善をされいないというものが今日の実態ではないかというふうに思うので、私はあえて今日、例として質問をするわけでございます。

郵政省にお聞きをいたします。保険外務員に対する部内あるいは部外の表彰制度がいろいろ設けられているわけですが、たとえば部内表彰に簡易保険募集最高優績者制度というのがございます。また部外の表彰といたしましては、生命保険外務經営協会の会長及び簡易保険局長が認定をいたします保険外務員の最高の名誉であります国際優績者制度というのがございますね。そちらの方でもこの制度の資料を私いただいたのですが、これを見せていただきますと、それその内規の第一条で、募集成績が抜群で他の模範とするに足る者、こういう人を認定するんだということになっておりますが、それに間違いはございませんですか。

○浅尾政府委員 御指摘のとおり表彰制度にはいろいろございますが、選考の考え方をいたしまして、いま先生御指摘のように、募集高といいますか、それだけではございませんで、その選考に当たりましては、非違行為はもちろん、違則な取り扱いや不適正な募集等がないかどうか、こういうことも十分考慮いたしまして選考に当たつておる次第でございます。

○鹿原委員 それでは具体的にお尋ねいたしますが、日黒郵便局の保険外務員であります草野力男さんという方、それから田島正三という二人の方ですね、この方が五十三奨励年度の国際優績者として、また五十二、五十三奨励年度の簡易生命保険募集最高優績者として表彰されておりますね。

○浅尾政府委員 いま御指摘の日黒郵便局の草野力男、田島正三の二人でございますが、五十三奨励年度におきましては最高優績者には認定をいた

しておりません。もちろん国際優等者にも五十三
獎励年度につきましては認定をしていないことで
ございます。ただ、五十二獎励年度を見ますと、
草野、田島両君につきましてはそれぞれ認定をし
ておるという事実がござります。

黒区平町一の二十二の十九というところの Aさん
という宅に向いて何本かの保険の契約をしてお
ります。五十三年一月十九日に二十年払いの養老
保険一千万円に加入しているにもかわらず、こ
とし五月の八日、Aさんと契約を結んでいるわけ
です。その内容を明らかにしていただきたいと思
います。

平町一の二十二の十九のAさんにつきましては、五十三年に一千万、それから五十四年の五月に五百万二つという事がござります。

○浅尾政府委員 先ほども申しましたように最高制限額一千万でございますから、いまお話をいたしましたのは合わせまして二千万になつておるわけでございますので、超過契約に相なるわけでござります。

○藤原委員 この二人の募集の行為といいますのはこれだけにはとどまらないわけです。たとえば、昨年九月に目黒区洗足一の五の十一、Bさんという宅に行きました、超過契約とわかつていながらBさんに一千円、Bさんの奥さんに一千円という契約を結び、さらに後日Bさんにはまた五百円、奥さんは一千円の超過契約をさせているわけです。

きょうは時間の関係からこれだけにとどめておきますけれども、あなた方はこういった事実について承知していらっしゃると思うわけですけれども、こういう外務員に対してどのような措置をとられるおつもりでしようか。先ほどお尋ねしながら話したわけですが、五十三奖励年度は表彰してお

りませんと前もっておっしゃったわけですね。

そういうことで表彰をしていないのか。あるいは表彰しないでいいのか。それじゃ表彰しなかつたらそれでいいのか。こういう外務員に対してもどうのような措置をとつていいのでしようか。また、おとりになつてゐるのしようか。へいがでしよう。

忙しい中でいたし方ないとは思いますがけれども、こういうことが行われている。なぜそういうことが起こってきているのか。

けであります。御指摘のとおりにそうちした間違いが起こされているということになりますれば、当然嚴重に調査をしまして、適切な処置をいたしたいと考えております。

○石野委員長 両案について討論の申し出があり

ませんので、これより順次採決いたします。
まず、郵便局金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

とおり可決すべきものと決しました。
次に、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○石野委員長 起立總員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。
なお、ただいま議決いたしました両案に関する
委員会報告書の作成につきましては、委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○石野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石野委員長 電波法の一部を改正する法律案を
議題といたします。
提案照山の説明を求めます。郵政大臣(白瀬)一吉

君。

電波法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

電波法の一部を改正する法律案

○白瀬國務大臣 電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

第三に、人工衛星局の無線設備の設置場所を当該人工衛星局を設置した人工衛星の軌道または位置とするとともに、人工衛星局の免許の申請書に添付する書類には、現行の記載事項のほか、その人工衛星の打ち上げ予定期限及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲をあわせて記載させることとしております。

第四に、人工衛星局は、電波の発射を遠隔操作により停止することができ、かつ、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができます。

第五に、郵政大臣は、電波の規整その他公益上の必要があるときは、人工衛星局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ぜることができます。

第六に、郵政大臣は、電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

第七に、郵政大臣は、電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

第八に、郵政大臣は、電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

第九に、郵政大臣は、電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

第六十五条第一項の表の四の項中「同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。」を削り、同条第三項中「警急自動受信機の下に」(同項の表の一)の項に掲げる無線局にあつては、五百キロヘルツの周波数のもの)」を加え、「行なつてゐる」を「行つてゐる」に改める。

第七十一条第一項中「又は」を「若しくは」に、「変更する」を「変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずる」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「指定の変更」の下に「又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命じたこと」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定により人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を郵政大臣に報告しなければならない。

第九十九条の十一第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「但書」を「ただし書」に、「備えつけ」を「備付け」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「指定の変更」の下に「若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第六十五条第一項及び第三項の改正規定は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)
- 2 この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格した型式のレーダーは、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。
- 3 この法律の施行の際現に船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えているレーダー(前項の規定により検定に合格したとみなされた型式のものを除く)でこの法律の施行前

に改正前の電波法第十一条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に備えている場合は、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

4 電波法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十号)の一部を次のよう改正する。
附則第三項を削る。

理由
一千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の発効に備えて船舶局の無線電話の廉守義務について所要の措置を定め、宇宙における無線通信の実用化に対処するため、人工衛星局の技術的条件等を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年六月二日印刷

昭和五十四年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D